

# セコム 安心 マイホーム保険

家庭総合保険

## 家庭総合保険・地震保険 普通保険約款および特約集

F0046-00-20 1407 30,000 (マ)

「セコム安心マイホーム保険」は「家庭総合保険」のペットネームです。  
このたびは、セコム損保のセコム安心マイホーム保険をご契約いただきありがとうございます。  
ご契約いただきました保険証券が出来上がりましたので、お届け致します。  
この「普通保険約款および特約集」は、セコム安心マイホーム保険と地震保険の普通保険約款および特約（追加特約があるときは、別に添付してあります。）をとりまとめたものです。  
地震保険約款については、保険証券面に地震保険金額が表示されたご契約にのみ適用されます。  
また、特約はこの約款集に別段の表示がないかぎり保険証券面に表示された「特約」、または「特約」欄の中で、○印の付された特約がこのご契約に適用されます。  
証券面記載の略称と目次の特約名を照合のうえ、内容をご確認ください。

信頼される安心を、社会へ。

**SECOM** セコム損害保険株式会社

# 目次

◎家庭総合保険普通保険約款	1	29. 建物の新価実損払に関する追加特約	51
◎地震保険普通保険約款	12	30. 建物時価比例払特約	51
◎特約	21	31. 敷地内構築物修復費用補償特約（家総用）	54
1. 自動継続特約（地震保険用）	21	32. 臨時費用保険金補償特約（10%・100万円限度）	55
2. 長期保険保険料払込特約（地震保険用）	21	33. 臨時費用保険金補償特約（30%・100万円限度）	56
3. 保険料分割払特約（一般）	22	34. 臨時費用保険金補償特約（30%・300万円限度）	56
4. 長期保険保険料一括払特約（家総用）	23	35. 臨時費用保険金補償特約（共用部分のみ補償特約付帯契約用）	57
5. 長期保険保険料年払特約（家総用）	23	36. 失火見舞費用保険金補償特約	57
6. 団体扱に関する特約（一般A）	25	37. 地震火災費用保険金補償特約	58
7. 団体扱に関する特約（一般B）	26	38. 携行品損害補償特約	59
8. 団体扱に関する特約（一般C）	27	39. 借家人賠償責任補償特約（家総用）	63
9. 団体扱に関する特約	28	40. 個人賠償責任補償特約（家総用）	67
10. 代位求償権不行使特約	29	41. 法人等契約の被保険者に関する特約	70
11. 抵当権者特約（地震保険用）	29	42. 書面省略特約	71
12. 保険料クレジットカード払特約	30		
13. 初回保険料の口座振替特約（前月・当月振替用）	30		
14. 破損・汚損損害等補償特約（家総用）	31		
15. 家賃補償特約（家総用）	33		
16. 個人賠償責任保険包括契約に関する特約	34		
17. 共用部分のみ補償特約	37		
18. 施設賠償責任補償特約	37		
19. 漏水による施設賠償責任補償対象外特約	41		
20. 設備損害補償特約	41		
21. 水濡れ原因調査費用補償特約	43		
22. 先物契約特約	44		
23. 保険金額調整等に関する追加特約（家総用）	44		
24. ドアロック交換費用補償特約（住・店・家総用）	44		
25. 類焼損害補償特約（住・家総用）	45		
26. 質権設定禁止に関する特約	50		
27. 植物特約	50		
28. 動物特約	51		

※この約款・特約は、ご契約上の大切な事ごらを記載してございます。どうぞ保険証券とともにご保存くださるようお願いいたします。

# 家庭総合保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
火災・盗難危険軽減費用	次のいずれかに要する費用（注）をいいます。 ① 自動火災報知機の設置 ② 消火設備装置の設置 ③ 扉および窓の錠の取りかえ・補強 ④ 窓用の防犯シャッター類の設置 ⑤ 侵入者探知センサー類の設置 ⑥ 警備保障会社との警備保障契約 ⑦ 上記①から⑥まで以外の火災、破裂・爆発または盗難の危険軽減に必要なかつ有益と当社が認めた対策 （注）購入費用、賃借料、維持・管理費用等をいいます。ただし、賃借料、維持・管理費用等の場合、それぞれの契約日から5年間分を限度とします。
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
再調達価額	次に定める額をいいます。 ① 建物については、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額 ② 家財については、保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払限度額	別表1に掲げる支払限度額をいいます。

支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	次の契約をいいます。 ① 第2章物保険条項においては、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約 ② 第3章費用保険条項においては、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
評価額	保険契約締結時に当社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象である建物の再調達価額を評価した額をいいます。
評価事項	評価または再評価のために必要なものとして当社が照会した保険の対象である建物の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額（注）をいいます。 （注）保険の対象が明記物件もしくは貴金属等である場合または第4章基本条項第3条（建物の評価または再評価のための告知）（1）の規定を適用する場合は、「保険の対象の再調達価額」とあるのを「保険の対象の価額」と読み替えるものとします。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	次の保険金をいいます。 ① 第2章物保険条項においては、損害保険金 ② 第3章費用保険条項においては、残存物取片づけ費用保険金、火災・盗難危険軽減費用保険金、特別費用保険金、水道管凍結修理費用保険金
明記物件	第2章物保険条項第3条（保険の対象の範囲）（3）に掲げる物をいいます。
免責金額	損害保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
-------	---

## 第2章 物保険条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、下表の「事故の種類」欄のうち、保険証券の「主契約補償範囲」欄に「○」を付した事故に対する下表の「損害保険金を支払う損害」欄に規定する損害に対して、この章および第4章基本条項に従い、損害保険金を支払います。

	事故の種類	損害保険金を支払う損害
①	火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象について生じた損害
②	風災・雹災・雪災	次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害（注1） ア. 風災（注2） イ. 雹災 ウ. 雪災（注3） （注1）雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部がア. からウ. までの事故によって直接破損したために生じた場合に限り、 （注2）台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。 （注3）豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。
③	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象について生じた損害。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑧の事故による損害を除きます。
④	給排水設備の事故等による水濡れ	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注1）による水濡れによって保険の対象について生じた損害。ただし、②もしくは⑧の事故による損害または給排水設備（注2）自体に生じた損害を除きます。 ア. 給排水設備（注2）に生じた事故 イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

		（注1）水が溢れることをいいます。 （注2）スプリンクラー設備・装置を含みます。
⑤	騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	騒擾およびこれに類似の集団行動（注）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害 （注）群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条（2）①の暴動に至らないものをいいます。
⑥	盗難	盗難によって保険の対象である建物または家財について生じた盗取、損傷または汚損の損害
⑦	通貨等の盗難	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における通貨または預貯金証書の盗難による損害。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。 ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
⑧	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合のその損害。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを收容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 ア. 保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合

イ、ア、に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注)を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じたとき。  
(注) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

## 第2条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険契約者または被保険者が所有(注3)または運転(注4)する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ 次のいずれかの事故の際における保険の対象の紛失または盗難  
ア、前条①から⑤までの事故または⑧の事故  
イ、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災
- ⑤ 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故  
(注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。  
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

## 第3条 (保険の対象の範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物またはこれに収容される家財(注)とします。

(注) 物置、車庫その他の付属建物が保険証券記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。

(2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 自動車(注)

② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。

(3) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

(4) 建物が保険の対象である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

① 畳、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

④ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

(5) 家財が保険の対象である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

(6) 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の対象であるときは、(4)①から③までに掲げる物で被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

(7) 家財が保険の対象である場合において、通貨または預貯金証書に第1条(保険金を支払う場合)⑦の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この章および第4章基本条項にいう保険価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

## 第4条 (建物の評価)

(1) 保険の対象が建物である場合には、保険契約締結時に評価額を保険証券に記載するものとします。

(2) 建物の保険金額は、保険証券記載の評価額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。

## 第5条 (損害保険金の支払額)

(1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)①から⑥までの事故または⑧の事故に対する損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めた損害の額(注)から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

(注) 貴金属等については、損害の額が1個または1組について30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等で保険証券に明記されているものを除きます。

(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額(注)を限度とします。

(注) 貴金属等については、その保険価額または30万円のいずれか低い額とし

## 第3章 費用保険条項

ます。ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等で保険証券に明記されているものを除きます。

- (3) 当社は、保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- (4) 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等で保険証券に明記されているものに盗難による損害が生じた場合の当社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

### 第6条 (損害保険金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合)

- (1) 第1条 (保険金を支払う場合) ⑦の通貨の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円を限度とし、その損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。
- (2) 第1条 (保険金を支払う場合) ⑦の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。

### 第7条 (他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を損害保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 保険の対象が明記物件または貴金属等以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときは、当社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$\left( \begin{array}{l} \text{第5条 (損害保険金の} \\ \text{支払額) の規定によっ} \\ \text{て支払われるべき損害} \\ \text{の額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{他の保険契約等によって} \\ \text{支払われるべき保険金ま} \\ \text{たは共済金の額} \end{array} \right) \\ = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 保険の対象が貴金属等である場合において、その保険の対象について締結された他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条 (保険金を支払う場合) ①から⑥までの事故または⑧の事故に対する損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

### 第8条 (包括して契約した場合の損害保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条 (損害保険金の支払額)(3)の規定をおのおの別に適用します。

### 第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、第2章物保険条項第1条 (保険金を支払う場合) ①から⑤までの事故または⑧の事故に対する損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この章および第4章基本条項に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (2) 当社は、第2章物保険条項第1条 (保険金を支払う場合) ① (注1)、同条⑥または⑦の事故によって保険の対象である建物または家財(注2)に対する損害保険金が支払われる場合において、第2章物保険条項第1条 (保険金を支払う場合) ① (注1)、同条⑥または⑦の事故の危険を軽減するために、被保険者が損害発生の日からその日を含めて180日以内に新たに支出した火災・盗難危険軽減費用に対して、この章および第4章基本条項に従い、火災・盗難危険軽減費用保険金を支払います。

(注1) 落雷を除きます。

(注2) 通貨または預貯金証書については第2章物保険条項第3条 (保険の対象の範囲)(7)の規定を適用します。

- (3) 当社は、第2章物保険条項第1条 (保険金を支払う場合) の損害保険金が支払われ、第4章基本条項第27条 (保険金支払後の保険契約) の規定によりこの保険契約が終了した場合には、この章および第4章基本条項に従い、特別費用保険金を支払います。
- (4) 当社は、保険の対象である建物の専用水道管が凍結によって損壞(注)を受け、これを修理した場合は、この章および第4章基本条項に従い、水道管凍結修理費用保険金を支払います。ただし、区分所有建物の共用部分の専用水道管にかかわる水道管凍結修理費用保険金は支払いません。
- (注) パッキングのみに生じた損壞を除きます。

### 第2条 (残存物取片づけ費用保険金の支払額)

- (1) 当社は、第2章物保険条項第1条 (保険金を支払う場合) ①から⑥までの事故または⑧の事故に対する損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を前条(1)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

### 第3条 (火災・盗難危険軽減費用保険金の支払額)

- (1) 当社は、1回の事故につき1敷地内ごとに20万円を限度とし、火災・盗難危険軽減費用の額を第1条 (保険金を支払う場合)(2)の火災・盗難危険軽減費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき火災・盗難危険軽減費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、火災・盗難危険軽減費用保険金を支払います。

### 第4条 (特別費用保険金の支払額)

- (1) 当社は、第2章物保険条項第5条 (損害保険金の支払額) および第7条 (他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)(1)または(2)の規定によって算出した損害保険金の10%に相当する額を第1条 (保険金を支払う場合)(3)の特別費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。
- (2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき特別費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、特別費用保険金を支払います。

### 第5条 (水道管凍結修理費用保険金の支払額)

当社は、第1条 (保険金を支払う場合)(4)の水道管凍結修理費用保険金とし

て、凍結によって損壊（注）が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。

（注）パッキングのみが生じた損壊を除きます。

#### 第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（2）（1）の場合において、第1条（保険金を支払う場合）（1）の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故または⑧の事故に対する損害保険金の額は、第2章物保険条項第7条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）（1）、（2）または（3）の規定を適用して算出した額とします。

## 第4章 基本条項

#### 第1条（保険責任の始期および終期）

（1）当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第2条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （2）に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（4）（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いま

せん。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができません。

（5）（4）の規定は、（2）に規定する事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

#### 第3条（建物の評価または再評価のための告知）

（1）第2章物保険条項第4条（建物の評価）（1）またはこの章第5条（建物の価額の増加または減少）（2）に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険の対象である建物について、第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）（3）の規定は適用せず、第2章物保険条項第5条（損害保険金の支払額）の規定を事故の種類ごとに別表2のとおり読み替えて適用します。この場合において、既に第2章物保険条項第5条および第3章費用保険条項第1条（3）の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当社は、別表2の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

（2）（1）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当社が評価または再評価の際、（1）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

② 保険契約者または被保険者が、第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、評価事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出た場合

③ 当社が、（1）に規定する事実を知った時から1か月を経過した場合

（注）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

#### 第4条（通知義務）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（2）（1）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、当社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

（6）（2）の規定にかかわらず、（1）の事実の発生によって危険増加が生じ、この

保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

（7）（6）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

#### 第5条（建物の価額の増加または減少）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象である建物の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に申し出なければなりません。

- ① 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし
- ② この保険契約において補償しない事故による保険の対象である建物の一部滅失

（2）（1）の場合、当社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象である建物の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

（3）（1）の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から（2）の規定による手続が完了するまでの間に保険の対象である建物に生じた損害については、第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）（3）の規定は適用せず、第2章物保険条項第5条（損害保険金の支払額）の規定を事故の種類ごとに別表2のとおり読み替えて適用します。ただし、保険の対象である建物の再調達価額が減少した場合を除きます。

#### 第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

#### 第7条（保険の対象の譲渡）

（1）保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

（2）（1）の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、（1）の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（3）当社が（2）の規定による承認をする場合には、第9条（保険契約の失効）（1）の規定にかかわらず、（2）の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

#### 第8条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第9条（保険契約の失効）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第27条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

（2）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（1）の規定を適用します。

#### 第10条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結し

た場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第11条（保険金額の調整）

（1）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の再調達価額（注）を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

（注）保険の対象が明記物件または貴金属等である場合は、「保険の対象の再調達価額」とあるのを「保険の対象の価額」と読み替えるものとします。

（2）保険契約締結の後、保険の対象の再調達価額（注）が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の再調達価額（注）に至るまでの減額を請求することができます。ただし、第5条（建物の価額の増加または減少）の規定に該当する場合を除きます。

（注）保険の対象が明記物件または貴金属等である場合は、「保険の対象の再調達価額」とあるのを「保険の対象の価額」と読み替えるものとします。

#### 第12条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### 第13条（重大事由による解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（2）（1）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（3）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）の規定による解除がなされた場合には、（2）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。



#### 第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(8) 第3条（建物の評価または再評価のための告知）(2)②の規定による申出を受けた場合には、当社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(9) (8)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領収前に保険の対象である建物に生じた事故による損害については、当社は、第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）(3)の規定は適用せず、第2章物保険条項第5条（損害保険金の支払額）の規定を事故の種類ごとに別表2のとおり読み替えて適用します。

(10) 第5条（建物の価額の増加または減少）(2)の規定による手続がなされた場合には、当社は、減額または増額すべき保険金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(11) (10)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領収前に保険の対象である建物に生じた事故による損害については、当社は、第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）(3)の規定は適用せず、第2章物保険条項第5条（損害保険金の支払額）の規定を事故の種類ごとに別表2のとおり読み替えて適用します。この場合、保険金額は、第5条（建物の価額の増加または減少）(2)の規定にかかわらず、変更しなかったものとしします。

#### 第16条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 第8条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

#### 第17条（保険料の返還—取消しの場合）

第10条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

#### 第18条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

(1) 第11条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第11条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表3に掲げる短期保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第19条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 第2条（告知義務）(2)、第4条（通知義務）(2)もしくは(6)、第13条（重大事由による解除）(1)または第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第20条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第21条（損害防止義務および損害防止費用）

(1) 保険契約者または被保険者は、第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）または第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①の事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第2章物保険条項第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときおよび第1条（保険責任の始期および終期）(3)または第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定が適用されないときは、当社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注1）の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注2）

(注1) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第2章物保険条項 第1条(保険金を 支払う場合)の事 故による損害の額	損害の発生および拡大 を防止することができ たと認められる額	=	損害の額
--	--------------------------------------	---	------

(4) 第2章物保険条項第7条(他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)(1)および第8条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第2章物保険条項第7条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「第4章基本条項第21条(損害防止義務および損害防止費用)(2)によって当社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

(5) (2)の場合において、当社は、(2)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

## 第22条(残存物および盗難品の帰属)

(1) 当社が第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)①から⑥までの事故または⑧の事故に対する損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当社が第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)⑥の事故に対する損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第2章物保険条項第5条(損害保険金の支払額)(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 保険の対象が盗取された場合に、当社が第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)⑥の事故に対する損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(注)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注) 第2章物保険条項第5条(損害保険金の支払額)(2)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

## 第23条(保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)または第3章費用保険条項第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害見積書
- ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受

けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第24条(保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を含みます。

(注2) 保険価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第25条(時効)

保険金請求権は、第23条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第26条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

#### 第27条(保険金支払後の保険契約)

(1) 免責金額の適用がないものとして算出した第2章物保条項第1条(保険金を支払う場合)①から⑥までの事故または⑧の事故に対する損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

(2)(1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3)(1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

#### 第28条(保険契約の継続)

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第2条(告知義務)の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

(2) 第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険契約の保険料に

ついても、これを適用します。

#### 第29条(保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第7条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。

(2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

#### 第30条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第31条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第32条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

### 別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2章物保条項第1条(保険金を支払う場合)①から⑥までの事故または⑧の事故に対する損害保険金	保険価額によって定めた損害の額(注1)から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額(注2)を差し引いた残額 (注1) 貴金属等については、損害の額が1個または1組について30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等で保険証券に明記されているものを除きます。 (注2) 他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

2	第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）⑥の事故に対する損害保険金	(1) 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等で保険証券に明記されているもの	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（注1）または保険価額によって定めた損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（注2）を差し引いた残額のいずれか低い額 （注1）他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注2）他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
		(2) 上記以外の物	保険価額によって定めた損害の額（注1）から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（注2）を差し引いた残額 （注1）貴金属等については、損害の額が1個または1組について30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等で保険証券に明記されているものを除きます。 （注2）他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
3	第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）⑦の事故に対する損害保険金	(1) 通貨	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円（注1）または損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（注2）を差し引いた残額のいずれか低い額 （注1）他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注2）他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

		(2) 預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注1）または損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（注2）を差し引いた残額のいずれか低い額 （注1）他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注2）他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
4	第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の残存物取片づけ費用保険金		残存物取片づけ費用の額
5	第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の火災・盗難危険軽減費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円（注）または火災・盗難危険軽減費用の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
6	第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）(3)の特別費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注） （注）他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
7	第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）(4)の水道管凍結修理費用保険金		凍結による損壊（注）が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額 （注）パッキングのみに生じた損壊を除きます。

**別表2 損害保険金の支払額に関する読替規定**

事故の種類	読み替え後の規定
第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑥までの事故	<p><b>第5条（損害保険金の支払額）</b></p> <p>(1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）①から⑥までの事故に対する損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めた損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。</p> <p>(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。</p> <p>(3) 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合には、当社は、保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。</p> <p>(4) 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合は、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。</p> $(1) \text{ および } (2) \text{ の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%}} = \text{損害保険金の額}$
第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）⑧の事故	<p><b>第5条（損害保険金の支払額）</b></p> <p>(1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）⑧の事故に対する損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めた損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。</p> <p>(2) 当社は、次の算式（注）によって算出した額を損害保険金として、支払います。</p> $\text{保険金額} \times \frac{\text{(1)の規定による損害の額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$ <p>（注）保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。</p>

**別表3 短期保険料表**

短期保険料は、年保険料に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（%）
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

# 地震保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限りません。

全損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限りません。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	（保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合） この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（2）①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 （保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合） この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（3）①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
半損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害をいいます。

保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

## 第2章 補償条項

### 第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。

(2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

（注）一時的に居住不能となった場合を除きます。

(3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

（注1）居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

（注2）床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

（注3）その建物に生じた（1）の損害が全損、半損または一部損に該当する場合は除きます。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(4) (1) から (3) までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。

(5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類

似の事変または暴動（注3）

⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群眾または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後が生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

### 第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。

(2) (1) の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれません。

(3) (1) の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車（注）
- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

（注）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

### 第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産に限られます。

（注）居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれません。

(3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
  - ② 自動車(注)
  - ③ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
  - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を收容する建物が区分所有建物でない場合】

#### 第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である建物または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
- ③ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物

$$5,000万円または  
保険価額のいずれ  
か低い額 \times \frac{\text{この保険契約の建物について  
の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物について  
の保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$1,000万円または  
保険価額のいずれ  
か低い額 \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産について  
の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産に  
ついての保険金額の合計額}}$$

(4) 当会社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2) ①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2) および(3)の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2) から(4) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

- ① (2) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額
- ② (3) の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額  
ア. 建物

$$(2) ①に規定す  
る限度額 \times \frac{\text{この保険契約の建物について  
の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物について  
の保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(2) ②に規定す  
る限度額 \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産について  
の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産に  
ついての保険金額の合計額}}$$

(注) (2) ①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額を超える場合に限り、適用します。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を收容する建物が区分所有建物である場合】

#### 第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
- ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。



(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

(3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約がこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$\begin{array}{l} 5,000万円または保険価 \\ \text{額のいずれか低い額} \end{array} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および} \\ \text{共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$\begin{array}{l} 5,000万円または保険価 \\ \text{額のいずれか低い額} \end{array} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および} \\ \text{共用部分についての保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$\begin{array}{l} 1,000万円または保険価 \\ \text{額のいずれか低い額} \end{array} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての} \\ \text{保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産につ} \\ \text{いての保険金額の合計額}}$$

(5) 当社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3) から(5)までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$\begin{array}{l} (3) ①に規定 \\ \text{する限度額} \end{array} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分} \\ \text{についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共} \\ \text{用部分についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$\begin{array}{l} (3) ②に規定 \\ \text{する限度額} \end{array} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保} \\ \text{険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産につ} \\ \text{いての保険金額の合計額}}$$

(注)(3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。

(7) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

#### 第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

#### 第7条(保険金支払についての特別)

(1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後、その差額を支払います。

(2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当社が支払うべき保険金を削減する場合には、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

#### 第8条(2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

## 第3章 基本条項

#### 第9条(保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第10条(告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を

解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

#### 第11条(通知義務)

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この

保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合(注)には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

#### 第12条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

#### 第13条(保険の対象の譲渡)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条(保険契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

#### 第14条(保険契約の無効)

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)

第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

#### 第15条 (保険契約の失効)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

#### 第16条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第17条 (保険金額の調整)

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第18条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### 第19条 (重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2)(1)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

#### 第20条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第21条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

(6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

#### 第22条 (保険料の返還一無効、失効等の場合)

(1) 第14条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条(保険契約の無効)(2)の規定により保険契約の全部または一部が無

効となる場合には、当社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

### 第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

### 第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

### 第25条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

### 第26条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みません。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

### 第28条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害見積書
- ③ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くこと

のできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第29条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了（注3）の事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日を行います。

（注2）保険価額を含みます。

（注3）第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了に限ります。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を行います。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 当社は、第7条(保険金支払についての特則)の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。
- (注) 概算払の場合を含みます。

### 第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第31条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

### 第32条(保険金支払後の保険契約)

(1) 当社が第5条(保険金の支払額)(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

(3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

### 第33条(付帯される保険契約との関係)

(1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条(定義)第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。

(2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

### 第34条(保険契約の継続)

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条(告知義務)の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

(2) 第9条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

### 第35条(保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

### 第36条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保

険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

### 第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第38条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## 別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

# 特約

## 1. 自動継続特約（地震保険用）

### 第1条（自動継続の方法）

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の場合にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。）とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険期間の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険期間の終期を超えないものとします。

### 第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料を次に定める払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

① 年額保険料（この保険契約で定められた1か年分保険料をいいます。）または保険料の全額を一括して払い込む場合は、その継続保険期間の初日

② 保険料分割払特約が付帯されている場合は、継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日

(2) 保険契約者が(1)の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときは、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当会社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月の27日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

(4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、団体扱に関する特約（一般A）、団体扱に関する特約（一般B）、団体扱に関する特約（一般C）、団体扱に関する特約、団体扱に関する特約（口座振替方式）、集団扱に関する特約または金融機関集団扱に関する特約を付帯した場合は、集金契約の定めによることとします。

### 第3条（保険料不払の場合の失効）

保険契約の継続のつど継続される保険期間の保険料が払込期日の属する月の翌月末までに当会社に払い込まれないときは、保険契約は継続保険期間の初日に遡ってその効力を失います。

### 第4条（継続契約の保険証券）

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証をもってこれに代えることができます。

### 第5条（保険料率改定による保険料の変更）

この保険契約に適用した料率が改定された場合は、当会社は、料率が改定された日以後第1条（自動継続の方法）の規定によって継続される保険期間に対する保険料を変更します。

### 第6条（普通約款との関係）

(1) 第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第10条（告知義務）(2)および第11条（通知義務）(2)の効力を妨げないものとします。

(2) この特約は、普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

## 2. 長期保険保険料払込特約（地震保険用）

### 第1条（保険料の返還または請求—通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

### 第2条（保険料の返還—失効等の場合）

(1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）(3)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(2) 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）(4)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

### 第3条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

### 第4条（保険料の返還—解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還—解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

### 第5条（保険料の返還または請求—料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

### 第6条（保険料の返還—保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

#### 第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

### 別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	90%	44%	93%	62%	30%	95%	71%	47%	23%	96%	77%	58%	38%	18%
2か月まで	87%	40%	91%	59%	27%	93%	69%	45%	21%	94%	75%	56%	37%	17%
3か月まで	83%	36%	88%	57%	24%	91%	67%	43%	19%	93%	74%	55%	35%	15%
4か月まで	79%	32%	86%	54%	22%	89%	65%	41%	17%	91%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	75%	28%	83%	51%	19%	87%	63%	39%	15%	90%	71%	51%	32%	12%
6か月まで	71%	24%	80%	49%	16%	85%	61%	37%	12%	88%	69%	50%	30%	10%
7か月まで	67%	20%	78%	46%	14%	83%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	63%	16%	75%	43%	11%	81%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	27%	7%
9か月まで	59%	12%	72%	41%	8%	79%	55%	31%	6%	83%	64%	45%	25%	5%
10か月まで	55%	8%	70%	38%	5%	77%	53%	29%	4%	82%	63%	43%	23%	3%
11か月まで	51%	4%	67%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	42%	22%	2%
12か月まで	47%	0%	65%	33%	0%	73%	49%	25%	0%	79%	59%	40%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

## 3. 保険料分割払特約 (一般)

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
未払込保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

#### 第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

#### 第3条 (分割保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第

2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までであるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

#### 第4条 (第1回分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第5条 (追加保険料の払込み)

(1) 当会社が第9条 (保険料の返還または請求) の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

#### 第6条 (第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責)

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第7条 (保険契約が終了する場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

#### 第8条 (解除一分割保険料不払の場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれが早い日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれが早い日

(3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年額保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

#### 第9条 (保険料の返還または請求)

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。



## 4. 長期保険保険料一括払特約（家総用）

### 第1条（保険料の返還または請求一通知義務等の場合）

(1) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する当社の定める長期保険未経過料率（以下「未経過料率」といいます。）を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(2) 家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第5条（建物の価額の増加または減少）(2)の規定による手続がなされた場合には、家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(10)の規定にかかわらず、当社は、減額または増額すべき保険金額につき未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

### 第2条（保険料の返還一失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第16条（保険料の返還一無効または失効の場合）(2)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

### 第3条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）

家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第11条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第18条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

### 第4条（保険料の返還一解除の場合）

家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）(2)、第4条（通知義務）(2)もしくは(6)、第13条（重大事由による解除）(1)または第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合または家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第19条（保険料の返還一解除の場合）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

### 第5条（保険料の返還または請求一保険料改定の場合）

この保険契約に適用されている保険料が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

### 第6条（保険料の返還一損害保険金を支払った場合）

家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第27条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第27条(3)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

### 第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 5. 長期保険保険料年払特約（家総用）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。
年額保険料	この保険契約の各契約年度に対する保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。

### 第2条（保険料の払込方法）

当社は、この特約に従い、保険契約者が、年額保険料を、初年度については保険契約の締結と同時に、次年度以降については払込期日までに、払い込むことを承認します。

### 第3条（保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、前条の初年度の年額保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条（次年度以降の年額保険料不払の場合の免責）

(1) 当社は、第2条（保険料の払込方法）の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料について、その年額保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当社が次年度以降の年額保険料を口座振替請求した場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の27日」に読み替えて(1)および第9条（解除一年額保険料不払の場合）の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその年額保険料がこれを払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、この規定を適用しません。

① その年額保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、次回払込期日（注）においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。

② ①の年額保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき年額保険料が、その払込期日および次回払込期日（注）において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。

（注）年額保険料を払い込むべき払込期日の翌月の所定の振替日をいいます。

(3) 保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき次年度以降の年額保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた年額保険料の全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

### 第5条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

(1) 普通約款第4章基本条項第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実

と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出を当社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第4章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定にかかわらず、当社は、承認した日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第4章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当社は、危険増加または危険の減少が生じた時の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求し、危険増加または危険の減少が生じた時の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第4章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定にかかわらず、当社は、承認した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

(8) 普通約款第4章基本条項第3条（建物の評価または再評価のための告知）(2)②の規定による申出を受けた場合には、普通約款第4章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(8)の規定にかかわらず、当社は、申出を受けた日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険金額による年額保険料に変更します。

(9) (8)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領収前に保険の対象である建物に生じた事故による損害については、当社は、普通約款第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）(3)の規定は適用せず、普通約款第2章物保険条項第5条（損害保険金の支

払額）の規定を事故の種類ごとに普通約款別表2のとおり読み替えて適用します。

(10) 普通約款第4章基本条項第5条（建物の価額の増加または減少）(2)の規定による手続がなされた場合には、普通約款第4章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(10)の規定にかかわらず、当社は、保険金額の変更を行う時の属する契約年度の年額保険料の差額については、減額または増額すべき保険金額につき未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求し、保険金額の変更を行う時の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険金額による年額保険料に変更します。

(11) (10)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領収前に保険の対象である建物に生じた事故による損害については、当社は、普通約款第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）(3)の規定は適用せず、普通約款第2章物保険条項第5条（損害保険金の支払額）の規定を事故の種類ごとに普通約款別表2のとおり読み替えて適用します。この場合、保険金額は、普通約款第4章基本条項第5条（建物の価額の増加または減少）(2)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

(12) (1)、(2)、(6)、(8)または(10)の年額保険料の差額について、当社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

#### 第6条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 普通約款第4章基本条項第11条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度までの各契約年度については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還し、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

(2) 普通約款第4章基本条項第11条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し普通約款別表3に掲げる短期保険料を差し引いてその残額を返還することとし、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

#### 第7条（保険料率の改定による年額保険料の変更）

保険期間の中途において、保険料が改定された場合においても、当社はこの保険契約の年額保険料の変更は行いません。

#### 第8条（保険金の支払および未払込年額保険料の払込み）

当社は、保険金支払の原因となった事故が払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間内に生じ、その事故による損害に対して保険金を支払う場合において、年額保険料が支払われていないときは、支払保険金からその金額を差し引きます。

#### 第9条（解除－年額保険料不払の場合）

当社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに年額保険料を払い込まなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。なお、この場合の解除は、払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 6. 団体扱に関する特約（一般A）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効）(1) ①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
未払込保険料	この保険契約の保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注）に勤務し、毎月その企業体（注）から給与の支払を受けていること。
  - ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
    - ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限りです。
    - イ. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等がアのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限りです。
  - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
    - ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
    - イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
- （注）法人・個人の別を問いません。

### 第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① この保険契約の保険料の総額を一時に払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。

(2) (1)の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

- ① (1) ①の場合の保険料または(1) ②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
- ② (1) ②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

### 第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2) ①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

### 第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が第12条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その総額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

### 第6条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

この保険契約の保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料の総額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

### 第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

### 第8条（特約の失効）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約に基づき集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

(2) (1) ①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

### 第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込保険料の総額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

### 第10条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の総額が払い込まなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の総額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第11条（解除—特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の総額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の解除の効力は、集金不能日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

(3)(1)の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づくこの保険契約の保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額

② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

#### 第12条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社で定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 7. 団体扱に関する特約（一般B）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
勤務事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効）(1)①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
未払込保険料	この保険契約の保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

#### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注）に勤務し、毎月その企業体（注）から給与の支払を受けていること。

② 次のいずれかの者と当社との間に集金契約が締結されていること。

ア. 団体

イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 勤務事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

イ. アにより集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

（注）法人・個人の別を問いません。

#### 第3条（保険料の払込方法）

(1)当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。

② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む

こと。

(2)(1)の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

① (1)①の場合の保険料または(1)②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当社に払い込むこと。ただし、保険証券記載の保険の対象について、保険契約者が勤務事業所において当社と団体扱に係る特約を付した保険契約を締結していた場合であって、その保険契約の保険期間の末日（注）をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができるものとします。

② (1)②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

（注）その保険契約が保険期間の途中で解除された場合には、その解除日とします。

#### 第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条(2)①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

#### 第5条（追加保険料の払込み）

(1)当社が第12条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

(2)保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

#### 第6条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

この保険契約の保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

#### 第7条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第8条（特約の失効）

(1)この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者が勤務事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

③ 保険契約者またはその代理人が保険料を勤務事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合

④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合

(2)(1)①の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

#### 第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

#### 第10条（未払込保険料不払の場合の免責）

当社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合

には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第11条（解除—特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当社は、第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1) の解除の効力は、集金不能日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

(3) (1) の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づくこの保険契約の保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額

② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

#### 第12条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 8. 団体扱に関する特約（一般C）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効）(1) ①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同条(1) ②から④までのいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職によりその団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
未払込保険料	この保険契約の保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

#### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注）に勤務し、毎月その企業体（注）から給与の支払を受けていること。

② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている団体、労働組合または共済組織と当社との間に集金契約が締結されていること。

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。

イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

（注）法人・個人の別を問いません。

#### 第3条（保険料の払込方法）

(1) 当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。

② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。

(2) (1) の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

① (1) ①の場合の保険料または(1) ②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

② (1) ②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

#### 第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条(2) ①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

#### 第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当社が、第12条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1) の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

#### 第6条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

この保険契約の保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

#### 第7条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを行いません。

#### 第8条（特約の失効）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合を除きます。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかった場合

③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) (1) ①または④の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

## 第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

## 第10条（未払込保険料不払の場合の免責）

当社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第11条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

（1）当社は、第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（2）（1）の解除の効力は、集金不能日等またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

（3）（1）の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づくこの保険契約の保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額

② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

## 第12条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 第13条（退職者に対する特別）

（1）第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、団体が退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

① 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。

② ①により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

（2）（1）の規定により、保険契約者が団体の退職者である場合は、当社は、第8条（特約の失効）（1）③の事実が発生したことによる同条（1）の規定を適用しません。

# 9. 団体扱に関する特約

## 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約」による保険料集金契約をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効）（1）①から③までのいずれかの事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。

普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
未払込保険料	この保険契約の保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

## 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 団体と当社との間に集金契約が締結されていること。

② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当社の本社または当社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

## 第3条（保険料の払込方法）

（1）当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。

② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。

（2）（1）の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

① （1）①の場合の保険料または（1）②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。

② （1）②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。

## 第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条（2）①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

## 第5条（追加保険料の払込み）

（1）当社が第12条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

（2）保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

## 第6条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

この保険契約の保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

## 第7条（保険料領収証の発行）

当社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

## 第8条（特約の失効）

（1）この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他のこの保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合

③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

(2)(1)①の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

#### 第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

#### 第10条（未払込保険料不払の場合の免責）

当社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第11条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当社は、第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の解除の効力は、集金不能日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

(3) (1)の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づくこの保険契約の保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額

② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

#### 第12条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 10. 代位求償権不行使特約

この特約が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人（賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。以下同様とします。）に対して有する権利を、当社が取得したときは、当社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

## 11. 抵当権者特約（地震保険用）

#### 第1条（抵当権者に対する保険金の支払い）

(1) 当社は、被保険者がこの特約が付帯された地震保険契約（注1）による保険金請求権をこの特約が付帯された地震保険契約の保険の対象について抵当権を有する下記の者（注2）に、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、この特約が付帯された地震保険契約により保険金として支払うべき額をその損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。

（注1）その継続契約を含みます。以下この特約において同様とします。

（注2）以下この特約において「抵当権者」といいます。

抵当権者	
------	--

(2)(1)の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1)の支払限度額は、この特約が付帯された地震保険契約の保険の対象について存在するすべての保険契約に

よって支払われるべき保険金の合計額から地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時における優先する他の権利によって担保される債権の額を差し引いた残額を超えないものとしします。

#### 第2条（普通保険約款に規定する通知義務との関係）

(1) 当社は、保険契約者または被保険者が地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に基づく通知を行わなかった場合であっても前条の規定により保険金を支払うものとします。

(2) 抵当権者は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に掲げる事実の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が通知した場合を除きます。

(3) 地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に掲げる事実の発生によって危険増加が生じた場合において、次の①および②のいずれにも該当するときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された地震保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に基づく通知をしなかったとき

② 抵当権者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(2)の通知をしなかったとき

(4) (3)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、地震保険普通保険約款第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

#### 第3条（追加保険料の払込み）

(1) 地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合または地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に掲げる事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者が追加保険料の支払を怠った場合は、抵当権者は、当社の請求によりその追加保険料を支払わなければなりません。

(2) 次の①および②のいずれにも該当する場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された地震保険契約を解除することができます。

① 地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合または地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に掲げる事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者が追加保険料の支払を怠った場合（注）

② 抵当権者が、(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）

（注）当社が、保険契約者または抵当権者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(3) (2)の規定によりこの特約が付帯された地震保険契約を解除できる場合は、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

#### 第4条（解除の予告）

当社は、次の①または②に該当する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

① 当社が第2条（普通保険約款に規定する通知義務との関係）(3)、前条(2)または地震保険普通保険約款の解除に関する規定によりこの特約が付帯された保険契約を解除する場合

② 保険契約者がこの特約が付帯された地震保険契約を解約する場合

#### 第5条（権利の譲渡）

(1) 当社が第2条（普通保険約款に規定する通知義務との関係）(1)の規定により保険金を支払った場合は、当社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当社に対し、譲渡に必要な手続きをとらなければなりません。

(2) (1)の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1)の規定により当社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

#### 第6条（特約の失効）

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。

## 12. 保険料クレジットカード払特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	保険契約締結後に払い込む追加保険料およびこの保険契約に適用される特約の規定により当社が請求する保険料を含みます。

#### 第2条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）

当社は、この特約に従い、保険契約者がクレジットカードを使用して、この保険契約の保険料を払い込むことを承認します。

#### 第3条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して払い込む旨の申出があった場合は、当社は、クレジットカード発行会社に対して、払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の払込みを承認した時をもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定は適用しません。

① 当社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

#### 第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込み後の取扱い）

(1) 前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者にこの保険契約の保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合は、当社は、その払い込んだ保険料相当額については、保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が滞滞なくその保険料を払い込んだときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除すること

ができます。

(4)(3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第5条（保険料の返還の特則）

この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

## 13. 初回保険料の口座振替特約（前月・当月振替用）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	当社または当社以外の他の会社と締結されていた保険契約または共済契約の保険期間の末日を保険期間の初日と定め、かつ、保険契約者および保険の対象を同一とする保険契約をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ① 保険料を一括して払い込む場合 この保険契約に定められた総保険料 ② 年額保険料（注）を分割して払い込む場合 第1回目に払い込むべき分割保険料 ③ 長期保険料年払特約が付帯されている場合 初年度の年額保険料（注） （注）この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
初回保険料払込期日	次の日をいいます。 ① この保険契約が継続契約である場合 保険期間の初日の属する月の提携金融機関ごとに当社の定める日 ② この保険契約が継続契約でない場合 保険期間の初日の属する月の前月の提携金融機関ごとに当社の定める日
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
普通約款	この特約が付帯された保険契約の普通保険約款をいいます。

#### 第2条（この特約の適用条件）

(1) この特約は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替によって払い込むことについての合意がある場合に適用されます。



(2) この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への保険契約申込書と損害保険料口座振替依頼書の提出が次の日までになされていること。
  - ア. この保険契約が継続契約である場合  
保険期間の初日の属する月の前月の末日
  - イ. この保険契約が継続契約でない場合  
保険期間の初日の属する月の前々月の末日

### 第3条 (初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

### 第4条 (初回保険料領収前の事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前の事故による損害または損失に対して、普通約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- (3) (2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)が、初回保険料領収前の事故による損害または損失に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。  
(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人を含みます。

### 第5条 (解除—初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。

### 第6条 (継続に関する特約との関係)

この保険契約がこれに付帯された特約の規定により継続される場合(注)は、継続された保険契約に対してはこの特約は適用されません。

(注) 自動継続特約(地震保険用)により、地震保険のみが継続される場合を含みます。

### 第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

## 14. 破損・汚損損害等補償特約 (家総用)

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不測かつ突発的な事故	普通約款第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)①から⑥までの事故または⑧の事故以外の偶然な事故をいいます(注)。 (注) 普通約款第2章物保険条項第1条①から⑥までの事故または⑧の事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	損害保険金または家財保険金をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、保険の対象が建物である場合には、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) (1)の不測かつ突発的な事故による損害には、凍結によって保険の対象である建物の専用水道管について生じた損壊の損害を含みません。
- (3) 当会社は、保険の対象が家財である場合には、保険証券記載の建物内において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、家財保険金を支払います。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、この特約においては、普通約款第2章物保険条項第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害のほか、次の(2)から(3)までのいずれかに該当する損害に対しても、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
  - ② 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
  - ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害については除きます。
  - ④ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
  - ⑤ 保険の対象に対する加工(注1)、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
  - ⑥ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
  - ⑦ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故また

は機械的事故によって生じた損害

- ⑧ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ⑨ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑩ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ⑪ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- ⑫ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害

ア. 弦（注2）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。

イ. 音色または音質の変化

（注1）保険の対象が建物の場合には、保険の対象の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。

（注2）ピアノ線を含みます。

（3）当社は、家財が保険の対象である場合には、不測かつ突発的な事故によって次に掲げる物に生じた損害に対しては、家財保険金を支払いません。

- ① 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- ② 携帯電話（注1）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
- ③ 携帯型電子機器（注2）およびこれらの付属品
- ④ ラジオコントロール模型およびその付属品
- ⑤ 自転車および原動機付自転車（注3）ならびにこれらの付属品
- ⑥ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
- ⑦ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品
- ⑧ 動物および植物

（注1）PHSを含みます。

（注2）ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。

（注3）総排気量が125cc以下のものをいいます。

#### 第4条（損害保険金の支払額）

（1）当社が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めた損害の額から1回の事故につき、保険の対象である建物ごとに保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

（2）当社は、保険金額を限度とし、（1）の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。

（3）損害保険金の算出方法を変更する特約がこの保険契約に付帯されている場合には、（2）の規定にかかわらず、（1）およびその特約の規定によって算出した額を損害保険金として、支払います。

#### 第5条（家財保険金の支払額）

（1）当社が第2条（保険金を支払う場合）（2）の家財保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めた損害の額（注）から1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

（注）貴金属等については、損害の額が1個または1組について30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等で保険証券に明記されているものを除きます。

（2）当社は、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度とし、（1）の規定による損害の額を家財保険金として、支払います。

#### 第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

普通約款第2章物保険条項第7条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）（1）の規定は、第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または

共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合にこれを準用します。この場合において、普通約款第2章物保険条項第7条（1）の規定中「支払限度額」とあるのは「破損・汚損損害等補償特約の別表に掲げる支払限度額」と読み替えるものとします。

#### 第7条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

#### 第8条（保険金支払後の保険契約）

当社は、この特約に従い、普通約款第4章基本条項第27条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

#### 第27条（保険金支払後の保険契約）

（1）免責金額の適用がないものとして算出した第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑥までの事故もしくは⑧の事故に対する損害保険金または免責金額の適用がないものとして算出した破損・汚損損害等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金の支払額が、1回の事故につき保険金額（注）の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

#### 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款の規定を準用します。

### 別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金	保険価額によって定めた損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（注）を差し引いた残額 （注）他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
2	第2条（保険金を支払う場合）（2）の家財保険金	1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額（注1）または家財保険金を支払うべき損害の額（注2）のいずれか低い額 （注1）他の保険契約等に、この保険契約の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額とします。

	<p>(注2) 保険価額によって定めた損害の額（貴金属等については、損害の額が1個または1組について30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等で保険証券に明記されているものを除きます。）から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額をいいます。なお、他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。</p>
--	---

項第1条（保険金を支払う場合）①または③から⑤までに掲げる事故のうち、保険証券の「主契約補償範囲」欄に「○」を付した事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金を支払います。

#### 第3条（保険金支払の条件）

当社は、保険の対象について生じた損害に対して、普通約款の規定により保険金が支払われるべき場合に限り、前条の損失に対して、保険金を支払います。

#### 第4条（賃貸の不継続）

被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧しもしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生時に遡って効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合を除きます。

#### 第5条（保険価額）

この特約の保険価額は、損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額とします。

#### 第6条（保険金の支払額）

- (1) 当社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当社は、保険価額を限度とし、家賃について復旧期間内に生じた損失の額を保険金として、支払います。
- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\text{家賃について復旧期間内に生じた損失の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

#### 第7条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、復旧期間が終了した後に、これを行使することができるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、復旧期間が1か月を超えた場合において、被保険者は、保険金の内払を請求することができます。

#### 第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、家賃について復旧期間内に生じた損失の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
家賃について復旧期間内に生じた損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

#### 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 15. 家賃補償特約（家総用）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損失を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。
復旧期間	<p>保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までに要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、推定復旧期間（注）を超えないものとし、また、損害を受けた保険の対象の復旧または再取得をしない場合で、第4条（賃貸の不継続）ただし書に該当するときは、推定復旧期間（注）をもって復旧期間とみなします。</p> <p>この期間が約定復旧期間を超える場合は、約定復旧期間をもって限度とします。</p> <p>（注）保険の対象を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。</p>
約定復旧期間	復旧期間を基準として、当事者が約定した期間をいいます。
家賃	<p>建物の賃貸料（注）で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをいいます。また、賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる限りにおいて、その賃貸料は家賃に算入されます。</p> <p>ア. 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 イ. 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ウ. 賄料</p> <p>（注）区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額とします。</p>

### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約に従い、この特約の保険の対象が、普通約款第2章物保険条

## 16. 個人賠償責任保険包括契約に関する特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
居住用戸室	保険証券記載の建物に所在する居住の用に供される戸室をいい、その戸室に居住する者の占有する敷地内の動産および不動産を含みます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐取は含みません。
身体の障害	人の身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次条に定める被保険者が日本国内において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害（注1）または他人の財物の損壊（注1）に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害（注2）を被った場合は、普通約款およびこの特約に従い、保険金を支払います。

- ① 居住用戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 次条に定める被保険者のうち、①、②および③の被保険者の日常生活（注3）に起因する偶然な事故  
（注1）保険期間中に発生したものに限ります。  
（注2）以下「損害」といいます。  
（注3）居住用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

### 第3条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次に該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 居住用戸室に居住している者
- ② 居住用戸室に居住している者の配偶者
- ③ 居住用戸室に居住している者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- ④ 居住用戸室の所有者で、居住用戸室に居住していない者

(2) (1)の居住用戸室に居住している者とそれ以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時の時におけるものをいいます。

### 第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区にお

いて著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

### 第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注2）または銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任  
（注1）居住用戸室の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。  
（注2）原動力が専ら人力であるものを除きます。  
（注3）空気銃を除きます。

### 第6条（損害の範囲）

当社が保険金として支払うべき損害の範囲は、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（注）および次条に規定する費用とします。

（注）損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額を差し引きします。

### 第7条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第10条（事故発生時の義務）(1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第10条（1）④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第11条（当社による解決）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用  
（注）収入の喪失を含みません。

### 第8条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額

とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第6条（損害の範囲） に規定する損害賠償金 の額	－	保険証券に免責金額の 記載がある場合は、そ の免責金額	＝	保険金の額
--------------------------------	---	-----------------------------------	---	-------

(2) 当社は、(1) に定める保険金のほか、前条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑤の費用は、第6条（損害の範囲）に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の支払限度額を超える場合は、その支払限度額の同条の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

#### 第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (2) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第10条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。  
ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称  
イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  
ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。  
（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。  
（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② (1) ②、③、⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

③ (1) ④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ (1) ⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(3) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、(1) ③の通知において事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) ⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合

#### 第11条（当社による解決）

被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合において、当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

#### 第12条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第7条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)①③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第7条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第13条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ③ 他人の身体の障害に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠  
ア. 被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関して

は、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

イ、被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

ウ、被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

④ 他人の財物の損壊に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）

⑤ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）画像データを含みます。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（5）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第14条（保険金の支払時期）

（1）当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無およ

び内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日を含みます。

（注2）時価額を含みます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ （1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日を含みます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第15条（時効）

保険金請求権は、第13条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第16条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

#### 第17条（この特約が付帯された保険契約との関係）

（1）この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

#### 第18条 (重大事由に関する特約)

当社は、普通約款の重大事由による解除に関する規定を、次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。  
ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。  
イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。  
ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。  
エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。  
オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通約款の保険契約解除の効力に関する規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

#### 第19条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款の規定を準用します。

## 17. 共用部分のみ補償特約

### 第1条 (特約の適用)

この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用します。

- ① 家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項の保険の対象である建物が区分所有建物の共用部分である場合
- ② 家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項の保険の対象である家財が、保険証券記載の建物の共用部分に収容される区分所有者共有の動産の場合

### 第2条 (共用部分の範囲)

この特約において共用部分とは、特別の約定がない限り、次に掲げるものをいいます。

- ① 玄関ホール、廊下、階段、屋外階段、屋上、エレベーターホール、共用トイレ、湯沸室、エレベーター室、ポンプ室、電気室、機械室、受水槽室、高置水槽室、パイプスペース、内外壁、界壁、床スラブ、柱、基礎部分、塔屋、バルコニー、ペランダ等の専有部分(注1)以外の建物の部分。ただし、壁・床・天井の表面仕上げ部分(注2)、窓枠、窓ガラス、扉、間仕切壁およびペランダ・バルコニー・テラスに取付けられた手すり等で専有部分に属するものを除きます。
- ② エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備、ガス配管設備、避雷設備、テレビ共聴設備、消防・防災設備、各種の配線配管等の専有部分に属さない建物の付属物で建物に直接付属する設備
- ③ 塀、フェンス、掲示板、駐車場、自転車置場、花壇、庭木、散水栓、外灯設備、水道引込管、排水設備、塵芥集積所、消火栓、専用庭等の専有部分に属さない建物の付属物で建物に直接付属しない施設
- ④ 管理員室、管理用倉庫、清掃員控室、集会室、トランクルーム、倉庫等の管理規約により共用部分となる部分
- ⑤ ①から④までの部分にある畳、建具その他の従物  
(注1) 区分所有権の目的となっている建物の部分をいいます。  
(注2) ペランダ、バルコニー、テラスの内側の表面仕上げ部分を含みます。

### 第3条 (普通保険約款・特約の読み替え)

(1) この特約については、家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)④における「損害保険金を支払う損害」欄のイの規定中「被保険者以外の者」とあるのを「被保険者」と読み替えて適用します。

(2) この特約が付帯された保険契約に破損・汚損損害等補償特約が付帯されている場合には、同特約第3条(保険金を支払わない場合)(3)⑧の規定中「動物および植物」とあるのを「動物」と読み替えて適用します。

### 第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、家庭総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

## 18. 施設賠償責任補償特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
仕事	保険証券記載の仕事をいいます。
施設	保険証券記載の建物の共用部分をいいます。
他人	この特約の被保険者以外の者をいいます。

他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険証券記載のこの特約の被保険者をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。

## 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が所有、使用もしくは管理する施設に起因し、または施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害（注1）または他人の財物の損壊（注1）につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（注2）に対して、普通約款およびこの特約に従い、保険金を支払います。

（注1）保険期間中に発生したものに限り、かつ。

（注2）以下「損害」といいます。

## 第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
  - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
  - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故（注1）
- ⑤ 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3） 使用済燃料を含みます。
- （注4） 原子核分裂生成物を含みます。

## 第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ③ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ④ 施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑤ 排水または排気（注1）に起因する損害賠償責任
- ⑥ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑦ 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ⑧ 航空機、自動車または施設外における船舶・車両（注2）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑩ 仕事の終了（注3）または放棄の後に仕事の結果に起因して負担する損害賠償責任。なお、被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。

（注1） 煙を含みます。

（注2） 原動力が専ら人力である場合を除きます。

（注3） 仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しとします。

## 第5条（損害の範囲）

当社が保険金として支払うべき損害の範囲は、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（注）および次条に規定する費用とします。

（注） 損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額を差し引きます。

## 第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第9条（事故発生時の義務）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
  - ② 第9条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
  - ③ 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
  - ④ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第10条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
  - ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用（注）
- （注） 収入の喪失を含みません。

## 第7条（支払保険金の計算）

（1） 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\frac{\text{第5条（損害の範囲）に規定する損害賠償金の額}}{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} = \text{保険金の額}$$

（2） 当社は、（1）に定める保険金のほか、前条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑤の費用は、第5条（損害の範囲）に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の支払限度額を超える場合は、その支払限度額の同条の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

## 第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1） 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2） （1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- （3） （2）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

## 第9条（事故発生時の義務）

（1） 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故により他



人の身体の障害または財物の損壊が発生をしたことを知った場合は、普通約款第4章基本条項第20条（事故の通知）の手続きのほか、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。
  - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
  - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
  - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求（注）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。

⑥ ①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （1）①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② （1）②、⑤または⑥の規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ③ （1）③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ （1）④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（3）次のいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、（1）②の通知において事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合

#### 第10条（当社による解決）

被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合において、当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

#### 第11条（先取特権）

（1）損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第6条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

（2）当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償

請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の人に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第6条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第12条（保険金の請求）

（1）当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを使用することができるものとします。

（2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ③ 他人の身体の障害に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠
  - ア. 被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
  - イ. 被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
  - ウ. 被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ④ 他人の財物の損壊に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
- ⑤ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）画像データを含みます。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の

3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第13条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 時価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

### 第14条 (時効)

保険金請求権は、第12条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第15条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

### 第16条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

### 第17条 (重大事由解除に関する特則)

当社は、普通約款第4章基本条項第13条(重大事由による解除)の規定を、次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
    - A. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
    - I. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
    - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。  
 (注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

#### 第18条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款の規定を準用します。

## 19. 漏水による施設賠償責任補償対象外特約

当会社は、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、家事用器具からの蒸気・水の漏出・溢出(注)またはスプリンクラーからの内容物の漏出・溢出(注)による財物の損壊に対しては、施設賠償責任補償特約第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払いません。

(注) 溢れ出すことをいいます。

## 20. 設備損害補償特約

#### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
稼働可能な状態	検査、整備、修理または対象建物内において移設のために一時稼働していない状態を含みます。
共用部分特約	普通約款に付帯される共用部分のみ補償特約をいいます。
再調達価額	対象設備と同種同能力の新規のものを取得するために要する価額をいい、対象建物内において稼働可能な状態に設置するために要する費用を含みます。
残存物取片づけ費用	損害を被った対象設備の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

損害の額	第6条(損害保険金を支払うべき損害の額)の規定による損害の額をいいます。
対象設備	第4条(対象設備の範囲)に規定する対象設備をいいます。
対象建物	この特約が付帯される保険契約の保険の対象が属する建物をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害または同条(2)および(3)の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	普通約款第2章物保険条項の被保険者をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	損害保険金、残存物取片づけ費用保険金および臨時費用保険金をいいます。
臨時費用	第2条(保険金を支払う場合)(1)の事故によって対象設備が損害を被ったため臨時に生ずる費用をいいます。

#### 第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、対象設備が対象建物において稼働可能な状態にある場合、不測かつ突発的な事故によって被った損害に対して、普通約款、共用部分特約およびこの特約に従い、損害保険金を支払います。

(2) 当会社は、臨時費用に対して、普通約款およびこの特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

(3) 当会社は、(1)の事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、普通約款およびこの特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

#### 第3条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
  - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
  - ③ 保険契約の締結時、既に対象設備に存在し、かつ、保険契約者または被保険者が知っていたが、もしくは重大な過失によって知らなかった欠陥
  - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
  - ⑤ 暴動または騒擾
  - ⑥ 労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱
  - ⑦ 官公庁による差押え、徴発、没収または破壊
  - ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑨ 暴風、雪崩、崖崩れ、土砂崩れ、土地の沈下・降起・移動、高潮、洪水またはダム・湖沼・貯水池・河川・水路・雨水・地下水の氾濫
  - ⑩ 核燃料物質(注3)または核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性
  - ⑪ ⑩に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
 (注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、

取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 普通約款にて保険金を支払うべき損害
- ② 紛失、盗難、詐欺または横領の損害
- ③ 腐食、さび、浸食またはキャビテーションの損害および腐食、さび、浸食またはキャビテーションに起因してその部分に生じた損害
- ④ 日常の使用もしくは運転に伴う磨減、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害

(3) 当会社は、対象設備の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第4条 (対象設備の範囲)

(1) この特約でいう対象設備とは、管理規約等に特別の約定がない限り、次に掲げる機械、機械設備または装置で保険の対象の建物内において共用に供せられているものをいいます。

設備名称	機械・機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和機、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧機、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等
給排水・衛生、消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウエータ等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理・塵芥焼却設備等
	上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備
その他、保険証券に記載されたもの	

(2) 次に掲げるものは、(1)の対象設備に含まれません。

- ① ボイラ
- ② コンクリート製・陶磁器製(注)・ゴム製・布製・ガラス製の機器および器具
- ③ 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石およびレンガ
- ④ ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類。ただし、エレベータのワイヤロープは、(1)の対象設備に含まれます。
- ⑤ 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃および金型、型ロール、その他の型類
- ⑥ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、(1)の対象設備に含まれます。
- ⑦ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠

(注) 碍子、碍管を除きます。

(3) 基礎(注1)、炉壁(注2)、予備用の部品は保険証券に明記されていない場合は、(1)の対象設備に含まれません。

(注1) アンカーボルトを含みます。

(注2) ボイラの炉壁を除きます。

#### 第5条 (保険金額)

- (1) この特約の保険金額は、対象設備の再調達価額に不足しないものとします。
- (2) 保険契約締結の後、保険金額が(1)の再調達価額に不足していると認められた場合は、保険契約者は、遅滞なく保険金額を増額しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険金額が再調達価額を超えていると認められた場合は、保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。
- (4) 対象設備について増設または撤去があった場合は、保険契約者は、その都度書面をもって当会社に通知し、保険金額を修正しなければなりません。
- (5) (2) から(4)までの場合、保険契約者は当会社に通知するものとし、当会社は、その定めるところに従い、不足保険料を請求し、超過保険料を返還します。

#### 第6条 (損害保険金を支払うべき損害の額)

- (1) 当会社が、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、損傷を被った対象設備を損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要する修理費によって定めます。
- (2) 次に掲げる費用は、(1)の修理費に含まれません。
  - ① 国際間における航空輸送もしくは貸切輸送によったため特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
  - ② 仮修理費。ただし本修理の一部をなすものと認められる部分については除きます。
  - ③ 損傷を被った部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
  - ④ 模様替えまたは改良による増加費用
  - ⑤ 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用
- (3) 普通約款第4章基本条項第21条(損害防止義務および損害防止費用)(1)の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用は、(1)の損害の額に算入します。
- (4) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が発生した対象設備の修理のため、対象設備以外のものの取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を(1)の修理費に含めるものとします。ただし、上記の費用は1回の事故につき300万円をもって限度とします。
- (5) (1) から(4)までの規定による損害の額は、対象設備の再調達価額を限度とします。
- (6) 残存物がある場合は、その価額を(1)から(5)までの規定による損害の額から差し引いた額が損害の額となります。

#### 第7条 (損害保険金の支払額)

- (1) 当会社が第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき額は、1回の事故につき損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額とします。
- (2) 損害が発生した時における保険金額がその時の対象設備の再調達価額に不足している場合は、損害の額に再調達価額に対する保険金額の割合を乗じて得た額から1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた額を支払います。

#### 第8条 (臨時費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、前条によって算出した損害保険金の10%に相当する額を、第2条(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保

保険と第7条（損害保険金の支払額）によって算出した損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

#### 第9条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第7条（損害保険金の支払額）によって算出した損害保険金の6%に相当する額の範囲内で、残存物取片づけ費用の額を第2条（保険金を支払う場合）(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と前条によって算出した損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

#### 第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 対象設備について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金（注）を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合には、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$\left( \begin{array}{l} \text{第7条（損害保険金の} \\ \text{支払額）の規定によっ} \\ \text{て支払われるべき損害} \\ \text{保険金の額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{他の保険契約等によっ} \\ \text{て支払われるべき損害保} \\ \text{険金（注）の額} \end{array} \right) = \text{損害保険金の額}$$

（注）共済金を含みます。

#### 第11条（管理義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、対象設備につき事故の発生を予防するために必要な整備、保守および運転管理を行わなければなりません。
- (2) 対象設備につき事故発生のおそれが大であると認められる場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。

#### 第12条（対象設備の調査）

当会社またはその代理人は、いつでも対象設備について調査することができます。

#### 第13条（残存物の帰属）

当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

#### 第14条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

#### 第15条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第21条（損害防止義務および損害防止費用）(1)の規定中「第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）または第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）の事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の事故」
- ② 第4章基本条項第21条（損害防止義務および損害防止費用）(2)の規定中「第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①の事故による損害」とあるのは「この特約第2条（1）の損害」、「第2章物保険条項第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由」とあるのは「この特約第3条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由」
- ③ 第4章基本条項第21条（損害防止義務および損害防止費用）(4)の規定中「第2章物保険条項第7条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）(1)および第8条（包括して契約した場合の損害保険金の支払額）の規定」とあるのは「この特約第7条（損害保険金の支払額）(2)および第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定」
- ④ 第4章基本条項第23条（保険金の請求）(1)の規定中「第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）または第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）の事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の事故」

#### 第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および共用部分特約の規定を準用します。

### 別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金	損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（注）を差し引いた残額 （注）他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
2	第2条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注） （注）他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
3	第2条（保険金を支払う場合）(3)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

## 21. 水濡れ原因調査費用補償特約

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、保険証券記載の建物（注1）において、漏水、放水または溢水（注2）による水濡れ事故が発生した場合に、その事故原因の調査に要する必要かつ有益な被保険者が負担した費用（注3）に対して、水濡れ原因調査費用保険金を支払います。ただし、保険の対象自体の水濡れ損害の修理費用は除きま

す。

(注1) 区分所有建物の場合、この特約においては建物の共用部分および専有部分をいい、建物の付属物または付属設備を含みます。

(注2) 水が溢れることをいいます。

(注3) 原因を調査するために必要な内・外壁等の一部取り壊しおよびその修復等の工事費用を含みます。

### 第2条 (被保険者)

(1) この特約では、保険証券記載の建物の所有・使用・管理者を被保険者とします。

(2) (1)の被保険者が、専有部分の所有・使用・管理者の場合、この特約の規定は、被保険者ごとに個別に適用します。ただし、次条の規定を除きます。

### 第3条 (水濡れ原因調査費用保険金の支払額)

(1) 当社は、第1条(保険金を支払う場合)の水濡れ原因調査費用保険金として、原因調査に必要なかつ有益な額を、保険期間を通じ100万円を限度に支払います。

(2) この特約が付帯された契約に対して、長期保険保険料一括払特約(家総用)または長期保険保険料年払特約(家総用)が付帯されている場合には、(1)の規定にかかわらず、第1条(保険金を支払う場合)の水濡れ原因調査費用保険金として、原因調査に必要なかつ有益な額を、各保険年度ごとに通算して100万円を限度に支払います。

### 第4条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

家庭総合保険普通保険約款第3章費用保険条項第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)の規定は、第1条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合にこれを準用します。この場合において、家庭総合保険普通保険約款第3章費用保険条項第6条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「水濡れ原因調査費用補償特約第1条(保険金を支払う場合)に掲げる費用の額」と読み替えるものとしします。

### 第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、家庭総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 22. 先物契約特約

この保険契約については、保険期間開始の時に使用されている保険料率表によるものとしします。

## 23. 保険金額調整等に関する追加特約 (家総用)

### 第1条 (保険金額の調整)

当社は、保険の対象である建物について建築費または物価の変動等により、保険金額を調整する必要が生じた場合は、保険契約者への通知を行うことにより、保険金額を妥当な金額に調整し、相当する保険料を返還または請求することができます。

### 第2条 (保険金額の調整に伴う保険料の払込みを怠った場合の取扱い)

当社が、前条の規定に基づき当社の定めるところにより保険契約者に保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者がその払込みを怠った場合は、追加保険料領収前に保険の対象である建物について生じた家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)①から⑥までの事故および⑧の事故については、家庭総合保険普通保険約款の規定にかかわらず、保険金額の調整が行われなかったものとして、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

① 家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項第1条①から⑥までの事故の場合

$$\begin{array}{l} \text{家庭総合保険普通保険} \\ \text{約款第2章物保険条項} \\ \text{第5条(損害保険金の} \\ \text{支払額)の規定による} \\ \text{損害の額} \end{array} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額に約定付保} \\ \text{割合を乗じた額}} = \text{損害保険金の額} \\ \text{に相当する額}$$

② 家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項第1条⑧の事故の場合

$$\begin{array}{l} \text{家庭総合保険普通保険} \\ \text{約款第2章物保険条項} \\ \text{第5条の規定による損} \\ \text{害の額} \end{array} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額に約定付保} \\ \text{割合を乗じた額}} = \text{損害保険金の額}$$

### 第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、家庭総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

## 24. ドアロック交換費用補償特約 (住・店・家総用)

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家総約款	家庭総合保険普通保険約款をいいます。
住総約款	住宅総合保険普通保険約款をいいます。
他の保険契約等	ドアロック交換費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
店総約款	店舗総合保険普通保険約款をいいます。
ドアロック交換費用	ドアの錠の交換に必要な費用をいいます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約に従い、日本国内において、保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物のドア(注)の鍵が盗まれた場合、ドアロック交換費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。

(注) 建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、ドアロック交換費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊

行為

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

#### 第4条（保険金の支払額）

(1) 当社が第2条（保険金を支払う場合）のドアロック交換費用保険金として支払う額は、1回の事故につき3万円を限度とします。

(2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべきドアロック交換費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、ドアロック交換費用保険金を支払います。

#### 第5条（他の保険契約等がある場合のドアロック交換費用保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、ドアロック交換費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額をドアロック交換費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
ドアロック交換費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された住総約款、店総約款または家総約款の規定を準用します。

## 25. 類焼損害補償特約（住・家総用）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	① 類焼補償対象物が建物の場合、損害が発生した地および時において、類焼補償対象物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。 ② 類焼補償対象物が動産の場合、損害が発生した地および時において、類焼補償対象物と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
支払限度額	当社が支払う保険金の限度額をいい、1億円とします。また、当社がこの特約に基づき保険金を支払った場合は、1億円から支払った保険金の額を控除した残額を損害が発生した時以後の保険期間に対する支払限度額とします。
主契約	普通約款に基づく保険契約をいいます。

主契約建物	主契約の保険の対象である建物であり、区分所有建物の場合は、主契約の保険の対象である戸室をいいます。
主契約動産	主契約の保険の対象である動産をいいます。
主契約被保険者	主契約において、事故発生の際に保険金の支払を受ける権利を有する方であり、保険証券に記載された保険の対象の所有者をいいます。
損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次の①から③によります。(注) ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。 (注) 消防または避難に必要な処置によって発生した場合を含みます。
第三者	主契約被保険者および主契約被保険者の同居の親族以外の者をいいます。(注1)(注2) (注1) 主契約が保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合、保険契約者も含まれません。 (注2) 主契約建物が借用住宅である場合は、主契約被保険者の許諾を得て主契約建物に居住する者は含みません。
他保険優先規定	第7条（他の保険契約等がある場合に支払う保険金の計算—その1）と同様の保険金支払額の算出方法に関する規定をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
類焼補償対象物	この特約の保険の対象であり、第3条（類焼補償対象物の範囲）に規定するものをいいます。
類焼補償被保険者	この特約の被保険者であり、第4条（類焼補償被保険者—補償の対象となる方）に規定する方をいいます。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次の①に掲げる事故（注1）によって発生した次の②の損害（注2）に対して、普通約款およびこの特約に従い、保険金を支払います。

① 主契約建物もしくはこれに収容される動産または主契約動産もしくはこれを収容する保険証券に記載された建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分（注3）から発生した火災、破裂または爆発による場合を含みません。この場合において、主契約建物に収容される動産または主契約動産を収容する保険証券に記載された建物は、普通約款に規定する保険の対象の範囲の規定によります。

② 類焼補償対象物の損壊。ただし、煙損害または臭気付着の損害を含みません。  
(注1) 以下この特約において「事故」といいます。  
(注2) 以下この特約において「損害」といいます。  
(注3) 区分所有建物の共用部分を含みます。

#### 第3条（類焼補償対象物の範囲）

(1) 類焼補償対象物とは、この特約における保険の対象であって、次の①または②に掲げる物をいいます。

① 建物（注）

② 建物（注）に収容される動産

（注）建物には、次のア. から工. に掲げる物を含みます。以下この特約において同様とします。

ア. 畳または建具類

イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加した物。この場合、建物に付加した設備と機能上分離できないガス設備の給湯器、冷房・暖房設備の室外機その他これらに類する関連付属の設備・装置は建物に含まれます。

ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加した物

エ. 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物。ただし、チェーンポール、チェーンゲート、車止め、バリカーその他これらに類する物は建物に含まれません。

（2）次に掲げる建物もしくは動産または屋外設備・装置は、類焼補償対象物に含まれません。

① 建物

ア. 主契約建物

イ. 主契約動産を収容する保険証券に記載された建物（注1）

ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者の同居の親族の所有する建物（注2）

エ. 主契約被保険者または主契約被保険者の同居の親族が理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関である法人の所有する建物（注3）

オ. 主契約被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関もしくはこれらの者の同居の親族の所有する建物（注4）

カ. 建築中または取り壊し中の建物（注5）

キ. 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物（注6）

② 動産

ア. 主契約動産

イ. 主契約建物に収容される動産（注7）

ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者の同居の親族の所有（注8）、使用または管理する動産

エ. 主契約被保険者または主契約被保険者の同居の親族が理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関である法人の所有（注9）、使用または管理する動産

オ. 主契約被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関もしくはこれらの者の同居の親族の所有（注10）、使用または管理する動産

カ. 自動車（注11）

キ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手または小切手その他これらに類する物

ク. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

ケ. 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

コ. 動物、植物

サ. 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材

シ. 見本品、展示品、陳列品、景品、受託品、委託品、預り品、質物または流質物

（注1）建物が構造上独立した2以上の部分に区分されている場合は、主契約被保険者の占有する部分をいいます。

（注2）共有である場合の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者の同居の親族以外の者の共有持分を含みます。ただし、区分所有建物の共用部分における主契約被保険者以外の者または主契約被保険者の同居の親族以外の者の共有持分は含みません。

（注3）共有である場合のその法人以外の者の共有持分を含みます。ただし、区分所有建物の共用部分におけるその法人以外の者の共有持分は含みません。

（注4）共有である場合のその法人の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関もしくはこれらの者の同居の親族以外の者の共有持分を含みます。ただし、区分所有建物の共用部分におけるその法人の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関もしくはこれらの者の同居の親族以外の者の共有持分は含みません。

（注5）居住の用に供する建物で、損害が発生した時に、世帯が現実<sup>じじつ</sup>に生活を営んでいたものは含みません。

（注6）区分所有建物の共用部分のこれらの者以外の者の共有持分は含みません。

（注7）主契約建物が借用戸室を有している場合には、借用戸室またはこれに収容される動産から事故が発生した場合におけるその借用戸室に収容される動産とします。

（注8）共有である場合の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者の同居の親族以外の者の共有持分を含みます。

（注9）共有である場合のその法人以外の者の共有持分を含みます。

（注10）共有である場合のその法人の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関もしくはこれらの者の同居の親族以外の者の共有持分を含みます。

（注11）自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車は含みません。

**第4条（類焼補償被保険者—補償の対象となる方）**

（1）類焼補償被保険者とは、類焼補償対象物の所有者をいいます。

（2）類焼補償被保険者が類焼補償被保険者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故による損害が発生した場合に限ります。ただし、第12条（事故発生時の義務および損害防止費用）に規定する類焼補償被保険者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故が発生した場合とします。

**第5条（保険金を支払わない場合）**

（1）当会社は、次の①から③のいずれかに掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、主契約被保険者（注1）または主契約被保険者の同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失

② 類焼補償被保険者（注2）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、保険金を支払わないのは、その類焼補償被保険者が被った損害に限ります。

③ 類焼補償被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注3）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。

（注1）保険契約者または主契約被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2）類焼補償被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注3）その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（2）当会社は、次の①から③のいずれかに掲げる事由によって発生した損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類



似の事象または暴動

- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（注1）①から③のいずれかに掲げる事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害、および発生原因がいかなる場合でも事故が①から③のいずれかに掲げる事由によって延焼または拡大して発生した損害を含みます。（注2）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。（注3）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

#### 第6条（保険金の支払額）

- （1）当社がこの特約に基づき保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再調達価額によって定めます。
- （2）当社は、支払限度額を限度として、（1）の規定による損害の額を保険金として支払います。
- （3）保険期間が1年を超える保険契約においては、当社は、契約年度ごとに（2）の規定を適用します。

#### 第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額—その1）

当社がこの特約に基づき保険金を支払うべき損害が発生した場合において、他の保険契約等があるときは、当社は、支払限度額を限度に、前条（1）の規定によって算出した損害の額から他の保険契約等の保険金の支払責任額（注）の合計額を控除した残額を保険金として、支払います。

（注）事故が発生したことによって発生する費用に対する保険金を含みません。以下この特約において同様とします。

#### 第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額—その2）

前条の規定にかかわらず、当社がこの特約に基づき保険金を支払うべき損害が発生した場合において、他の保険契約等（注）があり、それらの中に他保険優先規定を有する保険契約等があるときで、次の①に該当する場合は、次の②に規定する額を保険金として、支払います。

- ① 他保険優先規定を有する他の保険契約等およびこの特約につき、それぞれの他保険優先規定を有する他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、他保険優先規定を有する他の保険契約等がないものとして前条の規定により算出したこの保険契約の支払責任額を超える場合

- ② 次のア、またはイ、に掲げる額

ア、他保険優先規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

前条の規定により算出したこの保険契約の支払責任額

イ、他保険優先規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

前条の規定により算出したこの保険契約の支払責任額から、他保険優先規定を有する他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

（注）第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払うべき他の保険契約等を含みます。本条および次条において同様とします。

#### 第9条（複数の類焼補償被保険者がいる場合の保険金の支払額）

（1）1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額が支払限度額を超える場合において、他保険優先規定を有する他の保険契約等がないときは、当社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

その類焼補償被保険者に対する保険金の額 = 支払限度額 ×  $\frac{\text{他に保険金を支払うべき類焼補償被保険者に対する支払責任額}}{\text{他に保険金を支払うべき類焼補償被保険者に対する保険金の額}}$

- （2）当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額が支払限度額を超えるときで、他の保険契約等があり、それらの中に他保険優先規定を有する他の保険契約等がある場合で、次の①に該当するときは、その類焼補償被保険者に対して次の②に規定する額を保険金として支払います。

- ① 他保険優先規定を有する他の保険契約等およびこの特約につき、それぞれ他保険優先規定を有する他の契約がないものとして類焼補償被保険者ごとに算出した支払責任額の合計額が、他保険優先規定を有する他の保険契約等がないものとして（1）の規定により算出したこの保険契約の支払責任額を超える場合

- ② 次のア、またはイ、に掲げる額

ア、他保険優先規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

（1）に規定する支払責任額

イ、他保険優先規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

他保険優先規定を有する他の保険契約等がないものとして第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額—その1）の規定によって算出した支払責任額から他保険優先規定を有する他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、（1）に規定する支払責任額を限度とします。

- （3）類焼補償被保険者ごとに、他保険優先規定を有する他の保険契約等がないものとして（1）によって算出した保険金の額と、（2）によって算出した他保険優先規定を有する他の保険契約等がある場合の保険金の額に差額が発生した場合は、それぞれの差額の合計額を、他保険優先規定を有する他の保険契約等がないそれぞれの類焼補償被保険者に対し、次の算式によって算出した保険金を追加して支払います。

ただし、いかなる場合も当社が支払うべき保険金の額は、第6条（保険金の支払額）の規定による損害の額を超えることはありません。

その類焼補償被保険者に対して追加して支払う保険金の額 = 差額の合計額 ×  $\frac{\text{他に保険金を支払うべき類焼補償被保険者に対する保険金の額}}{\text{他に保険金を支払うべき類焼補償被保険者に対する保険金の額}}$

- （4）当社は、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合

計額が支払限度額を超えることで（１）から（３）の規定に従い保険金の額を算定することになる場合において、その額について当会社と類焼補償被保険者との間で意見が一致しないときは、当会社の費用により、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の手続を行います。

#### 第10条（重大事由による解除）

（１）当会社は、類焼補償被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその類焼補償被保険者に係る部分を解除することができます。

- ① 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（２）（１）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通約款の保険契約解除の効力に関する規定にかかわらず、（１）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（３）（２）の規定は、（１）①から⑤までのいずれにも該当しない類焼補償被保険者に生じた損害については適用しません。

#### 第11条（事故の通知）

（１）保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が発生したことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（２）保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が発生したことを知った場合は、類焼補償被保険者に対し、この保険契約の内容を遅滞なく通知するものとしします。

（３）類焼補償被保険者は、類焼補償対象物について損害が発生したことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に通知するものとしします。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（４）類焼補償対象物について損害が発生した場合は、当会社は、次の①から③のことを行うことができます。

- ① 事故が発生した類焼補償対象物または類焼補償対象物の所在する敷地内を調査すること。
  - ② 事故が発生した類焼補償対象物または類焼補償対象物の所在する敷地内に収容されていた類焼補償被保険者の所有する物の全部もしくは一部を調査すること。
  - ③ 事故が発生した類焼補償対象物または類焼補償対象物の所在する敷地内に収容されていた類焼補償被保険者の所有物の全部または一部を一時的に他の場所に移転すること。
- （５）類焼補償対象物について損害が発生した場合は、保険契約者、主契約被保険者

または類焼補償被保険者は、保険金の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害および他の保険契約等の内容の調査について協力しなければなりません。

（６）保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な理由がなく（１）から（３）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第12条（事故発生時の義務および損害防止費用）

（１）保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

（２）（１）の場合において、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、第5条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときは、当会社は、次の①から③に掲げる費用に限り、これを負担します。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
  - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注1）の修理費用または再取得費用
  - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注2）
- （注1）消火活動に従事した者の着用物を含みます。  
（注2）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを含みません。

（３）類焼補償被保険者が正当な理由がなく（１）に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\begin{array}{rcl} & \text{第6条（保険金の）} & \text{損害の発生および拡大} \\ \text{損害の額} & = \text{支払額）に規定す} & - \text{を防止することができ} \\ & \text{る損害の額} & \text{たと認められる額} \end{array}$$

（４）（２）の負担金を算出する場合には、第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－その1）および第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－その2）の規定を準用します。この場合において、第7条の規定中「前条（１）の規定によって算出した損害の額」とあるのは「第12条（事故発生時の義務および損害防止費用）（２）によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとしします。

（５）（２）の場合において、当会社は、（２）の負担金と保険金との合計額が支払限度額を超えるときでも、負担します。

#### 第13条（保険金の請求）

（１）当会社に対する保険金請求権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとしします。

（２）保険契約者または類焼補償被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の①から⑤の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 当会社所定の保険金請求書</li><li>② 当会社所定の損害状況報告書</li><li>③ 損害見積書等の損害の額を証明する書類</li><li>④ 類焼補償被保険者の印鑑証明書</li><li>⑤ その他当会社が第15条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの</li></ol> |
|---|

（３）類焼補償被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき類焼補償被保険者の代理人がいなときは、次の①から③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、類焼補償被保険者の代理人として保険金を請求することが

きます。

- ① 類焼補償被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、類焼補償被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による類焼補償被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または類焼補償被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または類焼補償被保険者が、正当な理由がなく次の①から④に掲げることを行った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (5)の規定に違反した場合
  - ② 保険金請求書類(注)に事実と異なる記載をした場合
  - ③ 保険金請求書類(注)または証拠を偽造した場合
  - ④ 保険金請求書類(注)または証拠を改造した場合
- (注)(2)、(3)または(5)の書類をいいます。

#### 第14条(時効)

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第15条(保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア. 事故の原因 イ. 事故発生状況 ウ. 損害発生の有無 エ. 類焼補償被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由としている事由に該当する事実の有無
③ 支払保険金の額の算出	ア. 損害の額(注2) イ. 事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 当社が支払うべき保険金の額の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害について類焼補償被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

(注1) 保険契約者または類焼補償被保険者が第13条(保険金の請求)(2)お

よび(3)の規定による手続きを最も遅く完了した日をいいます。以下本条において同様とします。

(注2) 再調達価額を含みます。

(2) (1)の①から⑤に掲げる事項の確認をするため、次表の①から④の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次表に掲げる日数(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険契約者または類焼補償被保険者に対して通知するものとします。

	特別な照会または調査	日数
①	(1)の①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注2)	180日
②	(1)の①から④の事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤の事項の確認のための調査	60日
④	(1)の①から⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または類焼補償被保険者が正当な理由なくその確認を妨げた場合、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これらにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)または(2)の規定による保険金は、保険契約者または類焼補償被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって支払うものとします。

#### 第16条(代位)

(1) 損害が発生したことにより類焼補償被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
類焼補償被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

類焼補償被保険者が取得した債権の額から、保険金を支払っていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当社に移転せずに類焼補償被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 類焼補償被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

#### 第17条(代位請求権不行使)

前条の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者の同居の親族に対して有する債権が当社に移転した場合は、当社は、これを行使しないものとします。

## 第18条（残存物の帰属）

当会社が保険金を支払った場合でも、類焼補償対象物の残存物について類焼補償被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社が所有権を取得する旨の意思を表示した場合を除き、類焼補償被保険者が有するものとします。

## 第19条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- （1）主契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- （2）主契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。
- （3）主契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

## 第20条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款の規定を準用します。

# 26. 質権設定禁止に関する特約

## 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
承認抵当権者	保険契約申込書またはその添付書類に記載されかつ当会社が承認した抵当権者をいいます。
約款等	この特約が付帯された普通保険約款および付帯された特約をいいます。

## 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約の有効期間の開始時において、この特約の付帯された保険契約（注1）の保険の対象に抵当権（注2）が設定されている場合（注3）に、当会社、保険契約者、被保険者、および承認抵当権者との間で適用されます。

- （注1）その継続契約を含みます。以下この特約において同様とします。
- （注2）根抵当権を含みます。以下この特約において同様とします。

（注3）将来における抵当権の設定について当事者間の書面による合意のある場合を含みます。

## 第3条（譲渡および質権設定等の禁止）

保険契約者もしくは被保険者は、この特約が付帯された保険契約に関する保険金請求権、解除返還保険料請求権および失効返還保険料請求権について、譲渡、質権設定その他の第三者の権利を設定することはできません。ただし、全ての承認抵当権者および当会社の承認を得た場合を除きます。

## 第4条（保険契約者による保険契約解除権の制限）

保険契約者が、約款等の保険契約の解除に関する規定に基づき、この保険契約を解除しようとする場合は、この特約に従い、全ての承認抵当権者の書面による同意を得た後でなければ解除できません。

## 第5条（承認抵当権者の追加または削除）

- （1）保険契約者は、この特約の有効期間の中途において、当会社に対する書面による通知をもって承認抵当権者を追加または削除することができます。
- （2）（1）の規定により保険契約者が承認抵当権者を追加する場合は、その承認抵当権者について、第2条（この特約の適用条件）の規定中「この特約の有効期間の開始時」とあるのを「その承認抵当権者が追加された時」と読み替えてこれを適用するものとします。
- （3）（1）の規定により保険契約者が承認抵当権者を削除する場合は、次に定めるときに限るものとします。

① 承認抵当権者の削除について、その承認抵当権者の書面による同意を得た場

合

- ② 削除する全ての承認抵当権者について、第2条（この特約の適用条件）に定める抵当権の消滅を保険契約者または被保険者が証明した場合

## 第6条（承認抵当権者に対する保険証券の提示または返還の特則）

承認抵当権者から当会社に対し抵当権の物上代位権の行使に基づく保険金支払請求がなされた場合には、当会社は、約款等の規定にかかわらず、承認抵当権者に対して保険証券の提示または返還がなくても、保険金を支払うことができるものとし

## 第7条（承認抵当権者への通知）

- （1）当会社は、この特約が付帯されている保険契約につき、保険契約者から保険料の支払がなく約款等の規定により契約が解除となる場合には、その解除をすることを予定した時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、契約を解除する旨を通知することができます。
- （2）当会社は、この特約が付帯されている保険契約が満期を迎え、かつ継続契約が締結されない場合には、その契約満期時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、継続契約が締結されていない旨を通知することができます。
- （3）当会社は、この特約が付帯されている保険契約につき保険事故が発生した場合には、その保険事故発生時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、保険事故の発生を通知することができます。
- （4）当会社が承認抵当権者に対する（1）から（3）までの通知を実施する場合において、通知が遅れた場合であっても、故意または重大な過失がない限り、当会社は承認抵当権者に対して何らの責任を負担しないものとします。

## 第8条（情報開示の同意）

保険契約者および被保険者は、前条に基づく通知連絡により、その情報が承認抵当権者に対して開示されることをあらかじめ同意するものとします。

## 第9条（保険契約者によるこの特約の解除）

保険契約者は、次に該当する場合にがぎり、当会社に対する書面による通知をもってこの特約を解除することができます。

- ① この特約の解除について、全ての承認抵当権者の書面による同意を得た場合
- ② 全ての承認抵当権者について、第2条（この特約の適用条件）に定める抵当権の消滅を保険契約者または被保険者が証明した場合

## 第10条（承認抵当権者によるこの特約に基づく権利の放棄および譲渡）

- （1）承認抵当権者は、当会社に対する書面による通知をもってこの特約に基づく権利を放棄することができます。
- （2）第2条（この特約の適用条件）に定める抵当権を承認抵当権者以外の第三者に移転し、これを承認抵当権者が証明した場合に、当会社が承認するときは、承認抵当権者は抵当権を移転した第三者にこの特約に基づく権利を譲渡することができます。

## 第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、約款等の規定を準用します。

# 27. 植物特約

当会社は、この特約が付された保険契約の保険の対象である観賞用植物が、その保険契約により当会社が補償する危険の発生によって損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死（注）した場合にのみ保険金を支払います。

（注）その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。

## 28. 動物特約

当社は、この特約が付された保険契約の保険の対象である動物が、その保険契約により当社が補償する危険の発生によって、その動物を収容する保険証券記載の建物または工作物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡した場合にのみ保険金を支払います。

## 29. 建物の新価実損払に関する追加特約

### (他の長期保険契約がある場合の取扱い)

(1) 保険の対象である建物について、他の長期保険契約(注)がある場合には、家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項第4条(建物の評価)(2)の規定にかかわらず、保険金額を保険証券記載の評価額から他の長期保険契約(注)の保険金額を差し引いた額により定めることができます。

(注) 家庭総合保険普通保険約款に基づく他の保険契約または価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

(2) (1)の規定により保険金額を定めた場合には、保険契約締結の後、家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第5条(建物の価額の増加または減少)(2)の規定により保険金額を変更するときにも、(1)と同様の方法によるものとします。

(3) (1)または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき保険金額が保険証券記載の評価額(注1)から他の長期保険契約(注2)の保険金額を差し引いた額に満たないときは、保険の対象である建物に生じたその損害については、家庭総合保険普通保険約款第3章費用保険条項第1条(保険金を支払う場合)(3)の規定は適用せず、家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項第5条(損害保険金の支払額)の規定を事故の種類ごとに家庭総合保険普通保険約款別表2のとおり読み替えて適用します。

(注1) 家庭総合保険普通保険約款第4章基本条項第5条(建物の価額の増加または減少)の規定によって再評価した場合には、その再評価額とします。

(注2) 家庭総合保険普通保険約款に基づく他の保険契約または価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

(4) (1)または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき他の長期保険契約(注)により保険金が支払われないときは、保険の対象である建物に生じたその損害については、家庭総合保険普通保険約款第3章費用保険条項第1条(保険金を支払う場合)(3)の規定は適用せず、家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項第5条(損害保険金の支払額)の規定を事故の種類ごとに家庭総合保険普通保険約款別表2のとおり読み替えて適用します。

(注) 家庭総合保険普通保険約款に基づく他の保険契約または価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

## 30. 建物時価比例払特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

### 第2条(この特約が適用される範囲)

この特約は、保険の対象のうち建物に対してのみ適用されます。

### 第3条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は、この特約に従い、普通約款第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)②および⑧の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

	事故の種類	損害保険金を支払う損害
②	風災・雹災・雪災	次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害(注1)を受け、その損害(注1)の額が20万円以上となった場合のその損害(注1)。この場合において、損害(注1)の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。 ア. 風災(注2) イ. 雹災 ウ. 雪災(注3) (注1) 雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部がア. からウ. までの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。 (注2) 台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (注3) 豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。

	事故の種類	損害保険金を支払う損害
⑧	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合のその損害。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象である建物ごとに行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 ア. 保険の対象である建物に保険価額の30%以上の損害が生じた場合 イ. 保険の対象である建物が、床上浸水(注)を被った結果、保険の対象である建物に保険価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合 ウ. ア. およびイ. に該当しない場合において、保険の対象である建物が、床上浸水(注)を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき。 (注) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(2) 当社は、この特約に従い、次の規定中「第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)①から⑥までの事故または⑧の事故」とあるのを「第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)①から⑥までの事故」と読み替えてそれぞれの規定を適用します。

① 普通約款第3章費用保険条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の規定

- ② 臨時費用保険金補償特約がこの保険契約に付帯されている場合における同特約第2条（保険金を支払う場合）の規定
- (3) 当社は、この特約に従い、普通約款第3章費用保険条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(2) 当社は、第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①（注1）、同条⑥または⑦の事故によって保険の対象である建物または家財（注2）に3万円以上の損害が生じた結果、第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①（注1）、同条⑥または⑦の事故の危険を軽減するために、被保険者が損害発生の日からその日を含めて180日以内に新たに支出した火災・盗難危険軽減費用に対して、この章および第4章基本条項に従い、火災・盗難危険軽減費用保険金を支払います。

（注1）落雷を除きます。

（注2）通貨または預貯金証書については第2章物保険条項第3条（保険の対象の範囲）(7)の規定を適用します。

#### 第4条（損害保険金の支払額）

当社は、この特約に従い、普通約款第2章物保険条項第5条（損害保険金の支払額）の規定を事故の種類ごとに次のとおり読み替えて適用します。

事故の種類	読み替え後の規定
普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑥までの事故	<p><b>第5条（損害保険金の支払額）</b></p> <p>(1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）①から⑥までの事故に対する損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。</p> <p>(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。</p> <p>(3) 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合は、当社は、保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。</p> <p>(4) 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合は、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。</p> <p>(1) および(2)の規定による損害の額 <math>\times</math> <math>\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%}}</math> = 損害保険金の額</p>

普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）⑧の事故	<p><b>第5条（損害保険金の支払額）</b></p> <p>(1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）⑧ア.の損害に対して損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。</p> <p>(2) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）⑧ア.の損害に対する損害保険金として、次の算式（注）によって算出した額を支払います。</p> <p>(1)の規定に</p> $\text{保険金額} \times \frac{\text{よる損害の額}}{\text{保険価額}} \times \text{縮小割合（70\%）}$ <p>= 損害保険金の額</p> <p>（注）保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。</p> <p>(3) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）⑧イ.の損害に対する損害保険金として、次の算式（注）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。</p> $\text{保険金額} \times \text{支払割合（10\%）} = \text{損害保険金の額}$ <p>（注）保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。</p> <p>(4) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）⑧ウ.の損害に対する損害保険金として、次の算式（注）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> $\text{保険金額} \times \text{支払割合（5\%）} = \text{損害保険金の額}$ <p>（注）保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。</p> <p>(5) (3) および(4)の規定に基づいて、当社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合）⑧イ. およびウ.の損害に対する損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。</p>
--------------------------------	---

#### 第5条（残存物取片づけ費用保険金および臨時費用保険金の支払額）

当社は、この特約に従い、次の規定中「第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故または⑧の事故」とあるのを「第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故」と読み替えてそれぞれの規定を適用します。

- ① 普通約款第3章費用保険条項第2条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）(1)の規定
- ② 臨時費用保険金補償特約がこの保険契約に付帯されている場合における同特約第3条（臨時費用保険金の支払額）(1)の規定

#### 第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 当社は、この特約に従い、普通約款第2章物保険条項第7条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）(3)の規定、普通約款第3章費用保険条項第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)の規定および別表1を、次のとおり読み替えて適用します。

(3) (1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）①から⑥までの事故または⑧の事故に対する損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして（1）の規定に基づいて算出した額を支払います。

(2) (1) の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(2) の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑥までの事故に対する損害保険金の額は、第2章物保険条項第7条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）(1) または(3)の規定を適用して算出した額とします。

### 別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故に対する損害保険金	損害の額
2	第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）⑥の事故に対する損害保険金	(1) 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等で保険証券に明記されているもの
		(2) 上記以外の物

3	第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）⑦の事故に対する損害保険金	(1) 通貨	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		(2) 預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
4	第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）⑧の事故に対する損害保険金	(1) ア. の損害に対する損害保険金	損害の額に70%（注）を乗じて得た額 （注）他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。
		(2) イ. の損害に対する損害保険金	1回の事故につき1敷地内ごとに200万円（注1）または保険価額に10%（注2）を乗じて得た額のいずれか低い額 （注1）他の保険契約等に、この損害に対する限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注2）他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

	(3) ウ. の損害に対する損害保険金	1回の事故につき1敷地内ごとに100万円(注1)または保険価額に5%(注2)を乗じて得た額のいずれか低い額 (注1)他の保険契約等に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2)他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	(4) 上記(2)および(3)の損害保険金の合計額	1回の事故につき1敷地内ごとに200万円(注) (注)他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。
5	第3章費用保険条項第1条(保険金を支払う場合)(2)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
6	第3章費用保険条項第1条(保険金を支払う場合)(3)の火災・盗難危険軽減費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円(注)または火災・盗難危険軽減費用の額のいずれか低い額 (注)他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
7	第3章費用保険条項第1条(保険金を支払う場合)(4)の水道管凍結修理費用保険金	凍結による損壊(注)が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額 (注)パッキングのみに生じた損壊を除きます。

(2) 当社は、この特約に従い、臨時費用保険金補償特約がこの保険契約に付帯されている場合における同特約第4条(他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払額)(2)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(2)(1)の場合において、第2条(保険金を支払う場合)の臨時費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、普通約款第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)①から⑥までの事故に対する損害保険金の額は、普通約款第2章物保険条項第7条(他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)(1)または(3)の規定を適用して算出した額とします。

### 第7条(損害防止義務および損害防止費用)

当社は、この特約に従い、普通約款第4章基本条項第21条(損害防止義務および損害防止費用)(4)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(4)第2章物保険条項第5条(損害保険金の支払額)(4)、第7条(他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)(1)および第8条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第2章物保険条項第7条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「第4章基本条項第21条(損害防止義務および損害防止費用)(2)によって当社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

### 第8条(保険金支払後の保険契約)

当社は、この特約に従い、普通約款第4章基本条項第27条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

### 第27条(保険金支払後の保険契約)

(1)第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)①から⑥までの事故に対する損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

### 第9条(普通約款の一部不適用)

この特約が付帯された契約においては、保険の対象である建物について、普通約款における次の規定は適用しません。

- ① 第2章物保険条項第4条(建物の評価)
- ② 第2章物保険条項第7条(他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)(2)
- ③ 第3章費用保険条項第1条(保険金を支払う場合)(3)
- ④ 第3章費用保険条項第4条(特別費用保険金の支払額)
- ⑤ 第4章基本条項第3条(建物の評価または再評価のための告知)
- ⑥ 第4章基本条項第5条(建物の価額の増加または減少)
- ⑦ 第4章基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(8)から(11)まで

### 第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款の規定を準用します。

## 31. 敷地内構築物修復費用補償特約(家総用)

### 第1条(保険金を支払う場合)

(1)当社は、次条に定める敷地内構築物が、家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項第1条(保険金を支払う場合)①から⑥までの事故および⑧の事故によって損害を受け、これを修復した場合は、修復するために必要な費用に対して敷地内構築物修復費用保険金を支払います。ただし、保険の対象である保険証券記載の建物について同一の事故によって損害保険金が支払われる場合に限りです。

(2)この特約が付帯された保険契約に破損・汚損損害等補償特約が付帯されている場合で、次条に定める敷地内構築物が、同特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の事故によって損害を受け、これを修復した場合は、修復するために必要な費用に対して敷地内構築物修復費用保険金を支払います。ただし、保険の対象である保険証券記載の建物について同一の事故によって損害保険金が支払われる場合に限りです。

(3)(1)および(2)において、敷地内構築物が庭木の場合は、損害発生後7日



以内に枯死（注）し、これを修復した場合に限りです。

（注）枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹をもつ樹木については、樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。

#### 第2条（敷地内構築物の範囲）

この特約において、敷地内構築物とは、保険証券記載の建物の所在する敷地内に設置された物干、庭木、遊具、井戸その他これらに類する付属構築物をいいます。この場合の庭木とは、立木竹をいい、垣、鉢植および草花・農作物等を除きます。また、家庭総合保険普通保険約款第2章物保険条項第3条（保険の対象の範囲）（4）④に掲げるものは敷地内構築物から除きます。

#### 第3条（敷地内構築物修復費用保険金の支払額）

（1）当社が支払う第1条（保険金を支払う場合）の敷地内構築物修復費用保険金の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

（2）（1）において、当社は、（1）の規定によって支払うべき敷地内構築物修復費用保険金とこの特約が付帯された保険契約で支払うべき他の保険金との合計額が家庭総合保険普通保険約款に定める保険金額を超える場合でも、支払います。

#### 第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

家庭総合保険普通保険約款第3章費用保険条項第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）の規定は、第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合にこれを準用します。この場合において、家庭総合保険普通保険約款第3章費用保険条項第6条（1）の規定中「支払限度額」とあるのは「敷地内構築物修復費用補償特約第1条（保険金を支払う場合）に掲げる費用の額」と読み替えるものとします。

#### 第5条（この特約が付帯された保険契約との関係）

（1）この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

（2）この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

（3）この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、家庭総合保険普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

## 32. 臨時費用保険金補償特約 （10%・100万円限度）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第2条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故または⑧の事故に対する損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特

約に従い、臨時費用保険金を支払います。

#### 第3条（臨時費用保険金の支払額）

（1）当社は、前条の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの × 支払割合 = 臨時費用保険金の額  
(10%)

（2）（1）の場合において、当社は、（1）の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

#### 第4条（他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を臨時費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（2）（1）の場合において、第2条（保険金を支払う場合）の臨時費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故または⑧の事故に対する損害保険金の額は、普通約款第2章物保険条項第7条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）（1）、（2）または（3）の規定を適用して算出した額とします。

#### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款の規定を準用します。

### 別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
第2条（保険金を支払う場合）の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注） （注）他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

### 33. 臨時費用保険金補償特約

(30%・100万円限度)

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第2条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。

#### 第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故または⑧の事故に対する損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

#### 第3条 (臨時費用保険金の支払額)

(1) 当社は、前条の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{普通約款第2章物保険条} \\ \text{項第1条（保険金を支払} \\ \text{う場合）①から⑤までの} \\ \text{事故または⑧の事故に対} \\ \text{する損害保険金} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{支払割合} \\ (30\%) \end{array} = \text{臨時費用保険金の額}$$

(2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

#### 第4条 (他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を臨時費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、第2条（保険金を支払う場合）の臨時費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故または⑧の事故に対する損害保険金の額は、普通約款第2章物保険条項第7条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）(1)、(2)または(3)の規定を適用して算出した額とします。

#### 第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款の規定を準用します。

### 別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
第2条（保険金を支払う場合）の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注） （注）他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

### 34. 臨時費用保険金補償特約

(30%・300万円限度)

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第2条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。

#### 第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故または⑧の事故に対する損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

#### 第3条 (臨時費用保険金の支払額)

(1) 当社は、前条の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{普通約款第2章物保険条} \\ \text{項第1条（保険金を支払} \\ \text{う場合）①から⑤までの} \\ \text{事故または⑧の事故に対} \\ \text{する損害保険金} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{支払割合} \\ (30\%) \end{array} = \text{臨時費用保険金の額}$$

(2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

#### 第4条 (他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を臨時費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、第2条（保険金を支払う場合）の臨時費用保険金につ

き支払責任額を算出するにあたっては、普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故または⑧の事故に対する損害保険金の額は、普通約款第2章物保険条項第7条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）（1）、（2）または（3）の規定を適用して算出した額とします。

#### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

### 別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
第2条（保険金を支払う場合）の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注） （注）他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

## 35. 臨時費用保険金補償特約

### （共用部分のみ補償特約付帯契約用）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第2条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故または⑧の事故に対する損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

#### 第3条（臨時費用保険金の支払額）

（1）当社は、前条の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに建物の共用部分については3,000万円、建物の共用部分に收容される区分所有者共有の動産については300万円を限度とします。

普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故または⑧の事故に対する損害保険金 × 支払割合（30%） = 臨時費用保険金の額

（2）（1）の場合において、当社は、（1）の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

#### 第4条（他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を臨時費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（2）（1）の場合において、第2条（保険金を支払う場合）の臨時費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの事故または⑧の事故に対する損害保険金の額は、普通約款第2章物保険条項第7条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）（1）、（2）または（3）の規定を適用して算出した額とします。

#### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

### 別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
第2条（保険金を支払う場合）の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに建物の共用部分については3,000万円、建物の共用部分に收容される区分所有者共有の動産については300万円（注） （注）他の保険契約等に、限度額が建物の共用部分については3,000万円、建物の共用部分に收容される区分所有者共有の動産については300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

## 36. 失火見舞費用保険金補償特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第2条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
被災世帯	第2条（保険金を支払う場合）②の損害が生じた世帯または法人をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次に掲げる①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この特約に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象または保険の対象を收容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（注1）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（注

- 2) から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 第三者(注1)の所有物(注3)の滅失、損傷または汚損。  
ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- (注1) 保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。
- (注2) 区分所有建物の共用部分を含みます。
- (注3) 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限ります。

### 第3条 (失火見舞費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、前条の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、前条①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額(注)の20%に相当する額を限度とします。

$$\text{被災世帯の数} \times \frac{1 \text{ 被災世帯あたりの}}{\text{支払額 (20万円)}} = \frac{\text{失火見舞費用}}{\text{保険金の額}}$$

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

### 第4条 (他の保険契約等がある場合の失火見舞費用保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を失火見舞費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

### 第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
第2条(保険金を支払う場合)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円(注)に被災世帯の数を乗じて得た額 (注) 他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額とします。

## 37. 地震火災費用保険金補償特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第2条(保険金を支払う場合)の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合(注1)には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき(注2)。
  - ② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半焼以上となったとき(注2)、またはその家財が全焼となったとき(注3)。
- (注1) この場合においては、普通約款第2章建物保険条項第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定は適用しません。
- (注2) 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
- (注3) 家財の火災による損害の額が、その家財の保険価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等で保険証券に明記されているものは含みません。

### 第3条 (地震火災費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の地震火災費用保険金として、次の算式(注)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合 (5\%)} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

- (注) 保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。
- (2) (1)ただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

### 第4条 (他の保険契約等がある場合の地震火災費用保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を地震火災費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度

とします。

#### 第5条（包括して契約した場合の地震火災費用保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第3条（地震火災費用保険金の支払額）（1）の規定をおのの別に適用します。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

### 別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
第2条（保険金を支払う場合）の地震火災費用保険金	<p>1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注）</p> <p>（注）他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。</p>
	<p>1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（注）を乗じて得た額</p> <p>（注）他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。</p>

## 38. 携行品損害補償特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	その損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 （注）定期券を除きます。
損害額	この特約で保険金を支払うべき損害の額をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、日本国内または国外において偶然な事故（注）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

（注）この特約において「事故」といいます。

#### 第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失によって生じた損害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合には、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって生じた損害
  - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
  - イ. 酒に酔った状態（注4）で自動車等を運転している間
  - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 次の事由またはその他の自然の劣化消耗の損害およびこれらの事由によって生じた損害
  - ア. 保険の対象の自然の消耗、摩滅、劣化
  - イ. 保険の対象の性質による腐蝕、さび、かび、変色
  - ウ. 保険の対象のねずみ食いまたは虫食い
- ⑦ 保険の対象の欠陥の損害およびその欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても、その欠陥を発見することができなかった場合には、その欠陥によって保険の対象の他の部分に生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑧ 保険の対象のすり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置となされた場合には、保険金を支払います。
- ⑩ 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業（注5）上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、火災がこれらの事由によって発生した

場合は、その火災によって生じた損害については、保険金を支払います。

- ① 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、火災がこれらの事由によって発生した場合は、その火災によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ② 詐欺または横領によって生じた損害
- ③ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ④ 保険の対象である液体の流出によって生じた損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑤ 保険の対象のうち管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合には、保険金を支払います。
- ⑥ 保険の対象である楽器について生じた次に掲げる損害  
ア. 弦(注6)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合には、保険金を支払います。  
イ. 音色または音質の変化

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注5) 点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。

(注6) ピアノ線を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染  
(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
(注2) 使用済燃料を含みます。  
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

#### 第4条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

#### 第5条 (この特約における保険の対象の範囲)

(1) この特約における保険の対象は、被保険者の居住の用に供される住宅建物(注)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。

(注) 共同住宅の場合においては占有部分をいい、敷地内の付属の建物を含みます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、この特約の保険の対象に含まれ

ません。

- ① 有価証券、預貯金証書(注1)、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等および通貨等については、この特約の保険の対象に含まれます。
- ② 定期券、クレジットカード、旅券その他これらに準ずる物
- ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑤ 眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ⑥ ハンググライダー、ウィンドサーフィン、サーフィン、パラセール、スキューバダイビング用品その他これらに準ずる物
- ⑦ 船舶(注2)、自動車等および自転車ならびにこれらの付属品
- ⑧ 動物、植物等の生物
- ⑨ 携帯電話(注3)、ポケットベル等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
- ⑩ 携帯式電子事務機器(注4)およびこれらの付属品
- ⑪ ラジオコントロール模型およびその付属品
- ⑫ その他他保険証券記載の物  
(注1) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。  
(注2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。  
(注3) PHSを含みます。  
(注4) ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。

#### 第6条 (損害額の決定)

(1) 当社が保険金を支払うべき損害額は、その保険の対象の再調達価額によって定めます。

(2) 保険の対象の損傷を修理することができる場合は、次の算式により算出した額を(1)にいう損害額とします。

$$\begin{array}{r} \text{修理費} \\ \text{(注1)} \end{array} - \begin{array}{r} \text{価額増加額} \\ \text{(注2)} \end{array} - \begin{array}{r} \text{残存物価額} \\ \text{(注3)} \end{array} = \text{損害額}$$

(注1) 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

(注2) 修理に際し部分品を交換したために保険の対象全体として価額の増加を生じた場合の、その増加額をいいます。

(注3) 修理に伴って生じた残存物がある場合の、その価額をいいます。

(3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)または(2)の規定によって損害額を決定します。

(4) 保険契約者または被保険者が、次の必要または有益な費用を支出した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

- ① 第9条(事故発生時の義務)(1)①に規定する損害の発生および拡大を防止するために要した費用
- ② 第9条(1)⑤に規定する他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額を超える場合は、その再調達価額をもって損害額とします。

(6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、次の費用の合計額を損害額とします。

- ① その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の発生の後に被保険者が支出した費用

- ② 保険契約者または被保険者が支出した次の必要または有益な費用  
 ア. 第9条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用  
 イ. 第9条(1)⑤に規定する他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が100,000円を超える場合は、当社は、そのものの損害額を100,000円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害額の合計が50,000円を超えるときは、当社は、それらのものの損害額を50,000円とみなします。

#### 第7条（保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載のこの特約の免責金額を差し引いた残額とします。  
 (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって限度とします。

#### 第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合は、当社は、次のとおり保険金を支払います。  
 ① 他の保険契約等が、再調達価額を基準として損害額を算出する保険契約の場合  
 それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超える場合は、次に定める額を保険金として支払います。  
 ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
 この保険契約の支払責任額  
 イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
 損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。  
 ② 他の保険契約等が、①に定める保険契約以外の場合  
 損害額から、他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。  
 (2) (1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第9条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。  
 ① 損害の発生および拡大の防止に必要な一切の手段を講じること。  
 ② 事故発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。  
 ③ 保険の対象が盗難にあった場合には、遅滞なく、警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかをただちに行うこと。  
 ア. 小切手の場合  
 その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出  
 イ. 乗車券等の場合  
 その運輸機関（注2）または発行者への届出  
 ④ 保険の対象を修繕する場合には、必要な応急の手段を施すほか、本修繕については、適当な修繕者の詳細な見積書を提出して、あらかじめ当社の承認を得ること。  
 ⑤ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または

行使について必要な手続をすること。

- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合は、遅滞なく、当社に通知すること。  
 ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について、遅滞なく、当社に通知すること。  
 ⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。  
 （注1）被保険者が振出人である場合を除きます。  
 （注2）宿泊券の場合はその宿泊施設とします。  
 （注3）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、次の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる額  
 ② (1)②から④または⑥から⑧までの場合は、それによって当社が被った損害の額  
 ③ (1)⑤の場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

#### 第10条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、保険の対象に第2条（保険金を支払う場合）の事故により損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとし、  
 (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当社の定める事故状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 警察署の盗難届出証明書（盗難による損害の場合）
6. 保険の対象の損害の程度を証明する書類
7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
8. その他当社が第11条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）  
 ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（5）当社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）および（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第11条（保険金の支払時期）

（1）当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）の額、事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日を行います。

（注2）再調達価額を含みます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

②（1）①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日を行います。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（4）（1）または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

#### 第12条（盗難品発見後の通知）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

#### 第13条（残存物および盗難品の帰属）

（1）当社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

（2）盗取された保険の対象について、当社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その回収に要した費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。

（3）（2）の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

（4）保険の対象が盗取された場合に、当社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の再調達価額（注）に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注）保険の対象が乗車券等の場合は損害額とします。

（5）（2）または（4）ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して、保険金を請求することができます。

#### 第14条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要で費用は、当社に負担とします。

#### 第15条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款第4章基本条項第25条（時効）の規定中「第23条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求）（1）」と読み替えて適用します。



## 第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 別表 第5条（この特約の保険の対象の範囲）(2) ④の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

## 39. 借家人賠償責任補償特約（家総用）

### 第1章 用語の定義条項

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
修理費用	保険証券記載の建物を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
損害	第2章借家人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める賠償損害を含みます。
他人	第4章基本条項第1条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	次の契約をいいます。 ① 第2章借家人賠償責任条項においては、第2章借家人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約 ② 第3章修理費用条項においては、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の家財について締結された第3章修理費用条項第1条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	次の保険金をいいます。 ① 第2章借家人賠償責任条項においては、第2章借家人賠償責任条項における保険金 ② 第3章修理費用条項においては、修理費用保険金

免責金額	支払保険金の計算にあたって次の金額から差し引く金額をいいます。 ① 第2章借家人賠償責任条項においては、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金の額 ② 第3章修理費用条項においては、修理費用の額 免責金額は被保険者の自己負担となります。
------	---

### 第2章 借家人賠償責任条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の建物（注1）が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑥までに掲げる事故により損害（注2）を受けたため、被保険者がその建物の貸主（注3）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（注4）に対して、この章および第4章基本条項に従い、保険金を支払います。

（注1）普通約款第2章物保険条項第3条（保険の対象の範囲）(4) ①から③までに掲げる物のうちその建物の所有者の所有するものを含みます。

（注2）保険期間中に発生したものに限りします。

（注3）転貸人を含みます。

（注4）以下「賠償損害」といいます。

#### 第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた賠償損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
（注3）使用済燃料を含みます。  
（注4）原子核分裂生成物を含みます。

#### 第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ④ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑥ 航空機、船舶・車両（注1）または銃器（注2）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任  
（注1）原動力が専ら人力であるものを除きます。  
（注2）空気銃を除きます。

#### 第4条（賠償損害の範囲）

当会社が保険金として支払うべき賠償損害の範囲は、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（注）および次条に規定する費用とします。

（注）損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額を差し引きます。

#### 第5条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを賠償損害の一部とみなします。

- ① 第4章基本条項第2条（賠償事故発生時の義務）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
  - ② 第4章基本条項第2条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
  - ③ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第7条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
  - ④ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- （注）収入の喪失を含みません。

#### 第6条（支払保険金の計算）

（1）1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第4条（賠償損害の範囲）に規定する損害賠償金の額	－	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	保険金の額
--------------------------	---	---------------------------	---	-------

（2）当会社は、（1）に定める保険金のほか、前条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条④の費用は、第4条（賠償損害の範囲）に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の支払限度額を超える場合は、保険証券記載の支払限度額の同条の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

#### 第7条（当会社による解決）

被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合において、当会社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

#### 第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、賠償損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- （3）（2）の賠償損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第9条（先取特権）

（1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第5条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社が

ら被保険者に支払う場合（注1）

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第5条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

### 第3章 修理費用条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険証券記載の建物（注1）が普通約款第2章物保険条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑥までの事故によって損害（注2）を受け、被保険者がその建物の所有者との契約に基づき自己の費用で現実にこれを修理した場合は、修理費用に対して、この章および第4章基本条項に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、第2章借家人賠償責任条項の規定によって保険金を支払う場合を除きます。

（注1）普通約款第2章物保険条項第3条（保険の対象の範囲）（4）①から③までに掲げる物のうちその建物の所有者の所有するものを含みます。

（注2）保険証券記載の建物を保険の対象とした場合に、この特約が付帯された普通約款によって損害保険金が支払われる損害に限りです。

#### 第2条（修理費用保険金の支払額）

（1）当会社は、修理費用の額から1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額を差し引いた残額を前条の修理費用保険金として、支払います。ただし、300万円を限度とします。

（2）（1）の場合において、当会社は、（1）の規定によって支払うべき修理費用保険金と他の保険金との合計額が保険証券記載の支払限度額を超えるときでも、修理費用保険金を支払います。

#### 第3条（他の保険契約等がある場合の修理費用保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を修理費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

## 第4章 基本条項

### 第1条 (被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者をいいます。

### 第2条 (賠償事故発生時の義務)

(1) 保険契約者または被保険者は、第2章借家人賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)の事故により他人の財物の損壊(注1)が発生したことを知った場合は、普通約款第4章基本条項第20条(事故の通知)の手続きのほか、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
  - ② 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。  
ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称  
イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  
ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
  - ③ 他人に損害賠償の請求(注2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
  - ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
  - ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
  - ⑥ ①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1) 財物の滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐取は含みません。

(注2) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
  - ② (1)②、⑤または⑥の規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
  - ③ (1)③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
  - ④ (1)④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(3) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、(1)②の通知において事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合

### 第3条 (保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 第2章借家人賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 第3章修理費用条項に係る保険金の請求に関しては、第3章修理費用条項第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害見積書
- ③ 第2章借家人賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠

ア. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

イ. 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)

④ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

(注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第4条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)、事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 時価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第5条(時効)

保険金請求権は、第3条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第6条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

#### 第7条(この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、こ

の特約も同時に終了するものとします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

#### 第8条(重大事由解除に関する特則)

当社は、普通約款第4章基本条項第13条(重大事由による解除)の規定を、次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

#### 第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
第3章修理費用条項第1条（保険金を支払う場合）の修理費用保険金	修理費用の額から、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券に免責金額（注）の記載がある場合は、その免責金額（注）を差し引いた残額 （注）他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

## 40. 個人賠償責任補償特約（家総用）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐取は含みません。
身体の障害	人の身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害	第2条（保険金を支払う場合）に定める賠償損害を含みます。
他人	第3条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された家庭総合保険普通保険約款をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次条に定める被保険者が次のいずれかに該当する事故に起因する他人の身体の障害（注1）または他人の財物の損壊（注1）に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（注2）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 本人の居住の用に供される保険証券記載の建物（注3）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 次条に定める被保険者が日本国内で営む日常生活（注4）に起因する偶然な事故  
（注1）保険期間中に発生したものに限りです。  
（注2）以下「賠償損害」といいます。  
（注3）敷地内の動産および不動産を含みます。  
（注4）保険証券記載の建物以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

### 第3条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、本人のほか次の者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 本人の配偶者
  - ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
  - ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子ども
- （2）（1）の本人と本人以外の被保険者との続柄は、賠償損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- （3）（1）の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当社は保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当社に申し出て、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

### 第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた賠償損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
（注3）使用済燃料を含みます。  
（注4）原子核分裂生成物を含みます。

### 第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、区分所有建物の共用部分について他の区分所有者に対して負担する損害賠償責任については、これを除きます。
- ⑥ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑧ 航空機、船舶・車両（注1）または銃器（注2）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任  
（注1）原動力が専ら人力であるものを除きます。  
（注2）空気銃を除きます。

### 第6条（賠償損害の範囲）

当社が保険金として支払うべき賠償損害の範囲は、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（注）および次条に規定する費用とします。

（注）損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額を差し引きます。

### 第7条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを賠償損害の一部

とみなします。

- ① 第12条（賠償事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第12条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 賠償損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第9条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用  
（注）収入の喪失を含みません。

#### 第8条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第6条（賠償損害の範囲）に規定する損害賠償金の額	－	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	保険金の額
--------------------------	---	---------------------------	---	-------

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑤の費用は、第6条（賠償損害の範囲）に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の支払限度額を超える場合は、保険証券記載の支払限度額の同条の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

#### 第9条（当会社による解決）

被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合において、当会社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

#### 第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、賠償損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (2)の賠償損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第11条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。  
（注）第7条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
  - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者

の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）  
（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。  
（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。  
（注）第7条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第12条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、普通約款第4章基本条項第20条（事故の通知）の手続きのほか、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。
  - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
  - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
  - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求（注）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。  
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
  - ② (1)②、⑤または⑥の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
  - ③ (1)③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
  - ④ (1)④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額  
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、(1)②の通知において事実と異なることを告げた場合
  - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)⑥の書類に事実と異

なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合

### 第13条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

③ 他人の身体の障害に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠

ア. 被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

イ. 被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

ウ. 被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

④ 他人の財物の損壊に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）

⑤ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその

書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第14条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日を行います。

（注2）時価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日  
（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日を行います。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

### 第15条（時効）

保険金請求権は、第13条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第16条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権

は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第17条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

#### 第18条 (重大事由解除に関する特別)

当会社は、普通約款第4章基本条項第13条(重大事由による解除)の規定を、次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、被保険者が(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

#### 第19条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款の規定を準用します。

## 41. 法人等契約の被保険者に関する特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
従業員等	役員または使用人をいいます。
入居者	法人等の従業員等で保険証券記載の建物に住居する者をいいます。
法人等	個人事業主を含みます。

#### 第2条 (特約の適用)

この特約は、保険証券記載の建物に保険契約者である法人等の従業員等が居住する場合に適用します。

#### 第3条 (被保険者の範囲)

(1) この特約が付帯された保険契約において、保険の対象である「家財」の被保険者は、特別の約定がないがぎり、入居者となります。

(2) この特約が付帯された保険契約に個人賠償責任補償特約が付帯されている場合のこれらの特約における被保険者は、特別の約定がないがぎり、次に該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 入居者
- ② 入居者の配偶者
- ③ 入居者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④ 入居者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(3) (2)の入居者とそれ以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(4) この特約が付帯された保険契約に借家人賠償責任補償特約または修理費用補償特約が付帯されている場合の同特約における被保険者は、特別の約定がないがぎり、入居者および保険契約者である法人等とします。

(5) この特約が付帯された保険契約に付帯される他の特約(注)において、本人に関する規定がある場合の本人は、特別の約定がないがぎり、入居者となります。

(注)(2)および(4)に規定する特約を除きます。

#### 第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この



特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

## 42. 書面省略特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険申込者	当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。

### 第2条（保険契約の申込み）

- (1) 保険申込者は、当社が別に定める機器等を利用して保険契約の申込みを行うものとしします。
- (2) (1) の場合において、当社は、保険申込者が保険契約の申込みを行う前に、保険契約に関する情報を保険申込者に明示するものとしします。

### 第3条（普通約款およびこれに付帯される他の特約との関係）

- (1) この特約については、普通約款およびこれに付帯される他の特約の告知義務に関する規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出る事項」と読み替えて適用します。
- (2) この特約を付帯した契約においては、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定中の「保険契約申込書」、「明細書」その他保険契約の申込みを行う際に使用する書類は、電子媒体によるものとしします。

### 第4条（保険契約者または被保険者からの申出または通知）

保険契約者が次のいずれかに該当する申出または通知について、事前に書面以外の手段を希望する旨申し出て、当社がこれを承諾した場合には、保険契約者または被保険者は、電話、ファクシミリまたは情報処理機器等の当社が定める手段により、当社所定の連絡先に対して行うものとしします。

- ① 保険契約の申込みを行った際に申し出た事項（注）もしくは保険証券の記載事項の訂正または変更を行うための申出または通知
- ② 普通約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険の対象の価額の増加または減少の申出
- ③ 普通約款に定める保険契約者による保険契約の解除の通知

（注）普通約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険の対象の再評価または契約内容の変更を行った際に申し出た事項を含みます。

### 第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

# MEMO

保険証券に表示された特約の略称は、この約款・特約集の中で下記のものをいいます。

コードNo	略 称	正 式 名 称	コードNo	略 称	正 式 名 称
11	地震保険自動継続	自動継続特約（地震保険用）	J5	類焼損害補償特約	類焼損害補償特約（住・家総用）
25	長期保険（地震用）	長期保険保険料払込特約（地震保険用）	D9	質権設定省略特約	質権設定禁止に関する特約
08	保険料分割払特約	保険料分割払特約（一般）	18	植物特約	植物特約
02	長期保険（一括払）	長期保険保険料一括払特約（家総用）	17	動物特約	動物特約
21	長期保険年払特約	長期保険保険料年払特約（家総用）	K0	建物の新価実損追加	建物の新価実損に関する追加特約
01	団体扱に関する特約	団体扱に関する特約（一般A）	J6	建物時価比例払	建物時価比例払特約
01	団体扱に関する特約	団体扱に関する特約（一般B）	J9	敷地内構築物補償	敷地内構築物補償特約
01	団体扱に関する特約	団体扱に関する特約（一般C）	K2	臨時費用補償特約A	臨時費用保険金補償特約（10%・100万円限度）
01	団体扱に関する特約	団体扱に関する特約	K3	臨時費用補償特約B	臨時費用保険金補償特約（30%・100万円限度）
12	代位求償権不行使	代位求償権不行使特約	K4	臨時費用補償特約C	臨時費用保険金補償特約（30%・300万円限度）
61	抵当権者特約	抵当権者特約（地震保険用）	K5	臨時費用補償特約D	臨時費用保険金補償特約（共用部分のみ補償特約付帯契約用）
C8	カード支払特約	保険料クレジットカード払特約	K6	失火見舞補償特約	失火見舞費用保険金補償特約
H1	初回口振特約	初回保険料の口座振替特約（前月・当月振替用）	K7	地震火災補償特約	地震火災費用保険金補償特約
F4	破損汚損等補償特約	破損・汚損損害等補償特約（家総用）	K8	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
10	家賃補償特約	家賃補償特約（家総用）	70	個人賠償責任補償	個人賠償責任補償特約（家総用）
F8	個人賠償包括特約	個人賠償責任保険包括契約に関する特約	40	借家人賠償責任補償	借家人賠償責任補償特約（家総用）
H9	共用部分のみ補償	共用部分のみ補償特約	K9	法人等被保険者特約	法人等契約の被保険者に関する特約
	施設賠償補償	施設賠償責任補償特約	L2	書面省略特約	書面省略特約
	施設賠償漏水対象外	漏水による施設賠償責任補償対象外特約			
	設備損害補償	設備損害補償特約			
	水濡れ調査費用	水濡れ原因調査費用補償特約			
05	先物契約	先物契約特約			
J1	保険金額調整等	保険金額調整等に関する追加特約（家総用）			
J4	ドアロック交換費用	ドアロック交換費用補償特約（住・店・家総用）			

# 全国にひろがるセコム損保のサービス網

事故受付センター

24時間365日対応フリーダイヤル

 **0120-210-545** 

本店営業第一部 ☎03-5216-6134  
本店営業第二部 ☎03-5216-6109  
札幌支店 ☎011-241-7066  
青森営業所 ☎017-735-4030  
盛岡支社 ☎019-623-0931  
秋田営業所 ☎018-836-6833  
仙台支店 ☎022-222-3939  
山形支社 ☎023-685-7837  
郡山支社 ☎024-923-3097  
水戸支社 ☎029-221-5828  
宇都宮支社 ☎028-633-3254  
桐生支社 ☎0277-43-6100  
さいたま支店 ☎048-642-4103  
千葉支店 ☎043-302-0821  
山梨支社 ☎055-227-5641  
横浜支店 ☎045-412-5850

厚木支社 ☎046-223-8271  
長野営業所 ☎026-264-5383  
新潟支店 ☎025-281-3645  
富山営業所 ☎076-431-9852  
北陸支社 ☎076-264-0131  
静岡支店 ☎054-255-0308  
浜松支社 ☎053-454-6848  
名古屋支店 ☎052-961-2481  
岡崎支社 ☎0564-22-5051  
岐阜支社 ☎058-265-2328  
三重支社 ☎059-226-1636  
京都支店 ☎075-231-5700  
大阪支店 ☎06-6202-7831  
神戸支店 ☎078-327-7616  
米子営業所 ☎0859-37-6460  
岡山支社 ☎086-224-7181

広島支店 ☎082-244-2022  
徳島支店 ☎088-654-0131  
高松支社 ☎087-821-6641  
松山支社 ☎089-931-7384  
高知営業所 ☎088-885-3001  
福岡支店 ☎092-271-6290  
大分支社 ☎097-532-7751  
佐賀支社 ☎0952-30-7148  
長崎営業所 ☎095-820-4088  
熊本支店 ☎096-354-6661  
宮崎営業所 ☎0985-32-2154  
鹿児島支社 ☎099-223-2511  
沖縄営業所 ☎098-862-2246

(平成26年2月1日現在)

信頼される安心を、社会へ。

**SECOM** セコム損害保険株式会社

本店 〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 ☎03-5216-6111 (大代表)  
<http://www.secom-sonpo.co.jp>